

外 為 法 Q & A

(対内直接投資・特定取得編)

- この「外為法Q&A」（対内直接投資・特定取得編）は、対内直接投資および特定取得に関する報告書等の取扱いを問答形式で取りまとめ、さらに、参考資料として、(1)各事業所管大臣の所管事業一覧、(2)掲載国一覧、(3)業種一覧（①業種を定める告示別表第一・別表第二・別表第三、②安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投資業種を定める告示別表、③特定取得に係る業種を定める告示別表）、(4)事業所管省庁連絡先一覧を掲載したものです。

日本銀行ホームページ (<http://www.boj.or.jp/>) に掲載の様式および記入の手引等と併せてご活用ください。

報告書については、本Q&Aで取扱っている報告書のほかに、別途外為法 55 条に定める「支払又は支払の受領に関する報告書」の提出が必要となります（輸出入の決済に係るものを除く、居住者・非居住者間の受払などが該当します）のでご注意ください。なお、同報告書の提出に当たっては、上記日本銀行ホームページに掲載の該当項目をご参照ください。

平成 30 年 11 月
日本銀行国際局 国際収支課
外為法手続グループ

「外為法Q & A」の利用に当たって

1. 作成日・記述等

- この「外為法Q & A」は、平成 30 年 11 月現在で改訂、作成したものです。その後の政省令・告示等の改正によって取扱いが変更される場合がありますので、ご注意ください。
- また、本「外為法Q & A」は、法令の主旨を理解し易いよう、できるだけ簡潔に記述しておりますので、正確な理解のために、関係法令と併せてご活用頂くことをお勧めします。
- なお、「対内直接投資」には、事業目的の変更が含まれますので、正確には、「対内直接投資等」となりますが、本「外為法Q & A」では、便宜上、単に「対内直接投資」と表記しています。

2. 略語の使用

- この「外為法Q & A」は、根拠法令を次のとおり略語をもって表記しています。

(略 語)	(正 式 名 称 等)
法	外国為替及び外国貿易法
直投令	対内直接投資等に関する政令
直投命令	対内直接投資等に関する命令
報告省令	外国為替の取引等の報告に関する省令
業種を定める告示	対内直接投資等に関する命令第3条第4項に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成 26 年 3 月 6 日内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号）
イランの届出に係る対内直投を定める告示	対内直接投資等に関する命令第3条第7項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件（平成 22 年 8 月 3 日内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号）
安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投資業種を定める告示	国際連合安全保障理事会決議に基づき、国際連合安全保障理事会の事前承認により加盟国が許可することが可能となる、核技術等に関連するイランによる投資の対象となる業種を指定する件（平成 28 年 1 月 22 日外務省告示第 19 号）
特定取得の届出に係る業種を定める告示	対内直投投資等に関する命令第3条第1項及び第4条第3項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成 29 年 7 月 14 日内閣府、総務省、財務

	省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第3号)
事前届出業種	上記「業種を定める告示」別表第一および別表第二に掲げる業種に該当する業種ならびに別表第三に掲げる業種(別表第一に掲げる業種を除く)に該当しない業種(別表第一および別表第二に掲げる業種を除く) * *別表第三に掲げる業種に該当しない業種とは、投資の対象になじまない業種として告示に示していない業種(たとえば、公共機関、分類不能の産業など)
事後報告業種	上記「業種を定める告示」別表第三に掲げる業種(別表第一に掲げる業種を除く)に該当する業種
特定取得に係る事前届出業種	上記「特定取得の届出に係る業種を定める告示」別表に掲げる業種

3. 問合せ先

- この「外為法Q&A」に関する問い合わせ先
日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ
03-3277-2107 (電話照会対応時間：9:00～17:00)。
- 各様式毎の照会先は、日本銀行ホームページに掲載の「外為法に関する手続き」の「照会先一覧」をご覧ください。

目 次

[1] 定義・仕組み

	ページ
1. 対内直接投資	
Q 1. 対内直接投資の定義	1
○対内直接投資の定義を教えてください。	
Q 2. 外国投資家の定義	3
○対内直接投資や特定取得の当事者である「外国投資家」の定義を教えてください。	
Q 3. 特別の関係にある者	4
○対内直接投資の株式の取得および株式への一任運用・金銭の貸付け・社債の取得は、取得・一任運用・貸付けを行った者と特別の関係にある外国投資家による取得・一任運用・貸付けの分を含むとされていますが、「特別の関係にある者」とは具体的に何を指すのですか？	
Q 4. 報告・届出制度の概要と手続不要のもの	6
○対内直接投資の報告および届出制度と、手続不要のものを教えてください。	
Q 5. 事後報告の対象と手続	9
○事後報告の対象となるものと、その手続を教えてください。	
Q 6. 報告の場合の取引の基準となる日	13
○報告書の提出は、対内直接投資を行なった日の属する月の翌月 15 日までと定められていますが、その取引の基準日を教えてください。	
Q 7. 報告書を受付けたことを示すもの	14
○報告書を日本銀行に提出するときに、日本銀行が報告書を受付けたことを示すものがほしいのですが、どうしたらよいですか？	
Q 8. 報告書の提出遅延	14
○対内直接投資の報告書を所定の期日までに提出することができませんでした。どのように取扱えばよいのでしょうか？	
Q 9. 事前届出の対象と手続	14
○事前届出の対象となるものと、その手続を教えてください。	
Q 10. 対内直投の届出業種に関する告示のうち、業種を定める告示別表第一に掲げる業種	18
○業種を定める告示別表第一に掲げる業種は具体的にはどのような業種ですか。	
Q 11. 業種を定める告示関係	19
○業種を定める告示別表第一第六号中の、「公知の技術であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令第九号第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。」とは、どのような意味でしょうか。	
Q 12. 投資先企業の行う業種が事前届出業種に該当するか不明な場合	20
○投資先企業が事前届出事業を実施しているかどうか不明な場合は、どのようにすればよいですか？	
Q 13. 届出の場合の取引の基準となる日	20

○届出書の提出は、対内直接投資を行おうとする日の前6か月以内と定められていますが、その取引の基準日を教えてください。

Q 1 4 . 禁止期間と期間短縮 2 1

○事前に届け出た取引または行為は、いつから行うことができますか？

Q 1 5 . 事前に届け出た後の実行報告 2 2

○事前届出後の実行報告について教えてください。

Q 1 6 . 措置命令 2 3

○措置命令について教えてください。

Q 1 7 . 事前届出書の提出洩れ 2 4

○社内調査の結果、本来ならば事前に届け出るべき取引を無届けのまま実行していたことが判明しました。どのような手続をとればよいのでしょうか？

2 . 特定取得

Q 1 8 . 特定取得の定義 2 5

○特定取得の定義を教えてください。

Q 1 9 . 届出制度の概要と手続不要のもの 2 5

○特定取得の届出制度と、手続不要のものを教えてください。

Q 2 0 . 事前届出の対象と手続 2 6

○事前届出の対象となるものと、その手続を教えてください。

Q 2 1 . 禁止期間と期間短縮 2 8

○事前に届け出た取引または行為は、いつから行うことができますか？

Q 2 2 . 事前に届け出た後の実行報告 2 9

○事前届出後の実行報告について教えてください。

[2]取引実務

Q 2 3. 居住者外国投資家による非上場株式の非居住者への譲渡 3 0

○米国法人A社が、居住者である外国投資家B社の所有している非上場会社の株式（報告または届出済）を譲受けることになりました。外為法上、どのような手続が必要ですか？

Q 2 4. 非居住者外国投資家間の上場株式の譲渡 3 1

○米国法人A社が保有している上場株式（報告または届出済）を他の米国法人B社に譲渡することになりました。外為法上、どのような手続が必要ですか？

Q 2 5. 新株予約権の行使による株式取得または株式への一任運用 3 1

○外国投資家が所有する本邦企業発行の新株予約権付社債、または新株予約権証券により、新株予約権を行使して株式を取得または株式への一任運用をする場合、報告（届出）は必要ですか？

Q 2 6. 発行会社の株式配当 3 1

○外国投資家が資本参加している発行会社が、株式配当を行うことになりました。外為法上、どのような手続が必要ですか？

Q 2 7. 失権株の取扱い 3 2

○本邦法人A社の増資新株を取得しようと考えていますが、今回発行分には前回発行の失権株が含まれております。外為法上、どのような手続が必要ですか？

Q 2 8. 禁止期間中に取得できる上場会社の株式の範囲とその実行報告 3 2

○本邦上場会社の発行済株式総数の5%を所有する外国投資家が、今般、当該株式総数の15%まで当該上場会社の株式を取得する予定として事前届出を提出しました。外国投資家は、届出に係る禁止期間中に、当該上場会社の株式を、発行済株式総数の10%に満たない範囲、即ち、例えば9.9%まで取得することは可能でしょうか？またこの場合、事前届出後の実行報告は、提出する必要があるでしょうか？

Q 2 9. 過去の事前届出の有効期間中になされた新たな事前届出の禁止期間における取扱い 3 2

○外国投資家は、4月1日に本邦上場会社の発行済株式総数の15%までの株式の取得を予定とした事前届出を提出しました。その後、当該外国投資家は、9月1日に当該上場会社の発行済株式総数の20%までの株式の取得を予定とした事前届出を提出したのですが（事前届出提出時、外国投資家は、当該上場会社の発行済株式総数の12%を所有）、当該事前届出の禁止期間における当該上場会社の株式の取得の取扱いはどのようになるのでしょうか。

Q 3 0. 投資顧問業者に投資を一任している場合の事前届出又は事後報告 3 3

○当方は外国投資家であり、顧客との投資一任契約に基づき投資を行う投資顧問業者です。今般、この投資一任契約に基づき、本邦上場会社の株式を10%以上運用する予定

ですが、対内直接投資の事前届出又は事後報告は誰が行えばよいのでしょうか。なお、顧客の出資比率は「特別の関係にある者」と合わせて10%未満です。

Q 3 1. 投資顧問業者の顧客同士の関係 **3 4**

○投資顧問業者に投資を一任している顧客同士は、直投令2条4項15号に掲げる者（外為法上の「特別の関係にあるもの」）に該当しますか。

Q 3 2. 特定の外国法人等の支配が及ばない居住者外国投資家の手続 **3 5**

○当社は居住者外国投資家に該当する上場会社です。上場会社であるため、日々、リアルタイムでの株主名簿の内訳は把握できない訳ですが、直近（YY年M月末現在）で把握している株主名簿に基づいた場合、特定の外国法人等で当社株式を10%以上保有（特別の関係にある者<Q3.参照>との合計ベース）している先はありません。その場合、当社は、直投令3条1項6号で手続が免除されている「特定上場会社等」に該当し、対内直接投資の手続は不要との認識で宜しいでしょうか？

Q 3 3. 対内直接投資の金銭の貸付け **3 5**

○昨年、本邦法人A社は、一般法人である米国のB社から、1億円相当米ドルを期間4年の条件で借入れています。そして今般、A社はB社から2億円相当米ドルを期間5年の条件で新たに借入れることになりました。現在のA社の負債総額は、昨年B社から借入れた1億円相当米ドルを含めて、8億円相当米ドルです。この場合、対内直接投資の貸付の報告（届出）は必要ですか？

Q 3 4. 貸付期間の延長と期限が経過した貸付金の回収 **3 6**

○実行済の対内直接投資の貸付について期限が到来しましたが、貸付先である本邦子会社の資金繰りの都合により、返済を受けないままとなっていました。今般、ようやく元本の返済を受けることになりましたが、どのような手続が必要ですか？

Q 3 5. 貸付金債権の他の外国投資家への譲渡 **3 6**

○対内直接投資に係る貸付を実行している米国法人A社が、他の米国法人B社にその債権を譲渡することになりました。外為法上、どのような手続が必要ですか？

Q 3 6. リボルビング方式の貸付 **3 7**

○米国親会社が、在日100%子会社に対して、総枠30億円相当額のリボルビング方式（あらかじめ貸付限度額を定めておき、借入人は限度額まで自由に繰返し借入れができる方式）による期間5年の貸付を実行することになりました。どのような手続が必要ですか？

Q 3 7. 貸付債権の放棄 **3 7**

○外国投資家が対内直接投資に係る貸付金を放棄します。外為法上、どのような手続が必要ですか？

Q 3 8. 外国保険会社による在日支店の設置 **3 7**

○外国保険会社が在日支店を設置する場合、届出は必要ですか？

Q 3 9. 外国会社が日本に営業所を設置しない場合 **3 8**

○日本において取引を継続してしようとする外国会社が、日本における代表者を登記し営業所を設置しない場合、支店等設置の届出は必要ですか？

Q 4 0. 会社の事業目的の変更に関する同意 3 8

○米国法人により総議決権の3分の1以上を保有されている在日会社（株式会社）が定款上の事業目的（事後報告業種）に新規事業（事後報告業種）を追加する場合、届出は必要ですか？

Q 4 1. 他社の事業を事業譲渡により取得する場合 3 8

○外国投資家（国籍および所在国（地域を含む）は掲載国又は日本の場合とします）が、本邦内で営まれている他社の事業（事業部門、支社、事業所、工場、支店等）を譲り受け、その事業を引き続き本邦内で営む場合、どのような手続が必要ですか？

Q 4 2. 外国投資家（国籍および所在国（地域を含む）は掲載国の場合とします）が本邦内で営む子会社を企業再編等により本邦支店の形態に変更する場合 3 9

○外国投資家（国籍および所在国（地域を含む）は掲載国の場合とします）の本邦子会社が、海外にある本店や別の子会社との企業再編により本邦での法人格を消滅させたうえで、これを本邦支店等の形態とし、引き続き事業を営む場合、どのような手続が必要ですか？

Q 4 3. 事前届出事業を実際には行っていない本邦法人への出資 4 0

○米国法人A社は、本邦法人B社の増資新株を取得することになりました。B社の定款上の事業目的には、事前届出業種である発電業が含まれておりますが、現在行っておらず、行う予定もありません（B社は連結子会社等を有しない前提）。この時、事前届出もしくは事後報告のどちらの手続きを行う必要がありますか？

（参考資料）

1. 各事業所管大臣の所管事業一覧
2. 掲載国一覧
3. 業種一覧
 - ①業種を定める告示別表第一・別表第二・別表第三
 - ②安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投資業種を定める告示別表
 - ③特定取得に係る業種を定める告示別表
4. 事業所管省庁連絡先一覧

1. 対内直接投資

Q 1. 対内直接投資の定義

○ 対内直接投資の定義を教えてください。

○ 対内直接投資とは、外国投資家（Q 2. 参照）が行う、次の取引または行為をいいます（法 26 条、直投令 2 条 9 項 1、2、3 号）。

(1) 国内の上場会社（店頭公開会社を含みます）の株式の取得で、出資比率が 10% 以上<注>となるもの。なお、この場合の出資比率には、当該取得者と特別の関係（Q 3. 参照。以下、本設問において同様です）にある外国投資家の所有株式を含みます。

<注> 非居住者が居住者の株式を取得する場合で、出資比率が 10%未満のときは「資本取引」となります。

(2) 国内の非上場会社の株式または持分を取得すること。ただし、発行済み株式または持分を他の外国投資家からの譲り受けにより取得する場合は除く<注>。

<注> 国内の非上場会社の株式または持分の「外国投資家」からの譲受けは、「対内直接投資」ではなく、「特定取得」として規定されております。詳細は、後記「特定取得」の項で説明します。なお、「特定取得」が居住者・非居住者間で行われる場合には、「資本取引」としての手続きが必要なケースもありますので、別冊の「外為法 Q&A（資本取引編）」をご覧ください。

(3) 個人が居住者であるときに取得（昭 55. 12. 1 以降に取得したものに限り）した国内の非上場会社の株式または持分を、非居住者となった後に外国投資家に譲渡すること。

(4) 外国投資家が国内の会社の事業目的の実質的な変更について同意（同会社が株式会社の場合、総議決権の 3 分の 1 以上を保有している外国投資家が行う同意に限る）すること。

(5) 非居住者個人または外国法人である外国投資家が、国内に支店、工場その他の事業所（駐在員事務所は除く）を設置<注>、またはその種類や事業目的を実質的に変更すること。

<注> 事業目的が銀行、外国保険会社、一般ガス導管事業、一般送配電事業および送電事業、第一種金融商品取引業、投資運用業、外国信託会社ならびに資金移動業であるものを除きます。

(6) 国内法人に対する 1 年を超える金銭の貸付け（居住者外国投資家が行う本邦

通貨による貸付けを除く。以下本設問において「金銭の貸付け」といいます)であって、次の a および b の、いずれにも該当するもの。<注 1>

- a 当該貸付け後における当該外国投資家から当該国内法人への金銭の貸付けの残高が 1 億円に相当する額を超える。
- b 当該貸付け後における当該外国投資家から当該国内法人への金銭の貸付けの残高と、当該外国投資家が所有する当該国内法人が発行した社債<注 2>との残高の合計額<注 3>が、当該貸付け後における当該国内法人の負債の額として定める額<注 4>の 50%に相当する額を超える。

<注 1> 外貨の換算は外為法第 7 条に定める「基準・裁定外国為替相場」により換算してください (以下、金額の換算については(6)において同様です)。また、① a もしくは b のどちらか一方のみ該当する、またはそのいずれにも該当しない、および②金融機関がその業務として行う金銭の貸付けは、対内直接投資ではなく、「資本取引」となります。

<注 2> 会社の発行する社債で、特定の外国投資家に対して募集されたものに限り、ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。

- a 金融機関が業として取得した社債。
- b 居住者外国投資家が取得した本邦通貨をもって表示される社債。
- c 取得の日から元本の償還の日までの期間が一年以下である社債。
- d 当該外国投資家による取得後における保有高が 1 億円に相当する額以下の社債。

<注 3> 当該貸付けを行った者と特別の関係にある外国投資家による金銭の貸付けおよび社債の保有の残高を含みます。

<注 4> 当該貸付けを行った日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表(当該直前の事業年度がない場合は、直前の貸借対照表)の負債の部に計上した額と当該貸付けの金額とを合算した額とします。ただし、貸借対照表を作成していない場合は、当該貸付けを行った日の属する事業年度の直前の事業年度末の財産目録(当該直前の事業年度がない場合は、直前の財産目録)の負債の総額と当該貸付けの金額とを合算した額とします。

(7) 国内会社の発行した社債で、取得日から元本の償還日までの期間が 1 年超であり、その募集が特定の外国投資家に対してされるものを取得する (居住者外国投資家が行う本邦通貨をもって表示される社債の取得を除く。以下、本設問において「社債の取得」といいます) 場合であって、次の a および b の、いずれにも該当するもの。<注 1>

- a 当該社債の取得後において当該外国投資家が所有する当該国内会社の社債の残高が 1 億円に相当する額を超える。
- b 当該社債の取得後において当該外国投資家が所有する当該国内会社の社債

の残高と、当該外国投資家から当該国内会社への金銭の貸付け<注 2>の残高の合計額<注 3>が、当該社債の取得後における当該国内会社の負債の額として定める額<注 4>の 50%に相当する額を超える。

<注 1> 外貨の換算は外為法第 7 条に定める「基準・裁定外国為替相場」により換算してください（以下、金額の換算については(7)において同様です）。また、① a もしくは b のどちらか一方のみ該当する、またはそのいずれにも該当しない、および②金融機関による取得は、対内直接投資ではなく「資本取引」となります。

<注 2> 次のいずれかに該当するものを除きます。

- a 金融機関がその業務として行った金銭の貸付け。
- b 居住者外国投資家の本邦通貨による金銭の貸付け。
- c 期間が一年以下である金銭の貸付け。
- d 当該外国投資家による貸付け後における残高が 1 億円に相当する額以下の金銭の貸付け。

<注 3> 当該取得者と特別の関係にある外国投資家による社債の所有および金銭の貸付けの残高を含みます。

<注 4> 当該社債の取得を行った日の属する事業年度の直前の事業年度末の貸借対照表（当該直前の事業年度がない場合は、直前の貸借対照表）の負債の部に計上した額と当該取得した社債の金額とを合算した額とします。

(8) 日本銀行など特別の法律に基づいて設立された法人の発行する出資証券の取得。

(9) 国内の上場会社（店頭公開会社を含みます）の株式への一任運用<注>で、出資比率が 10%以上となるもの。なお、この場合の出資比率には、当該一任運用者と特別の関係にある外国投資家の一任運用株式を含みます（特別の関係にある外国投資家が取得した株式は含まれません）。

<注> 「株式への一任運用」とは、投資一任契約その他の契約に基づき、外国投資家が他のものから委任を受けて株式に運用すること（その指図をすることを含む）をいいます。ただし、対内直接投資に該当するのは、株式に投資をするために必要な権限および会社の株主としての議決権その他の権利を行使する権限に関し委任を受けており、委任者が当該権利を行使できない場合に限りません。

Q 2. 外国投資家の定義

○対内直接投資や特定取得の当事者である「外国投資家」の定義を教えてください。

○ 外為法では、対内直接投資や特定取得（後記 Q. 18）の当事者として、「外国

投資家」という概念を設けて、次のとおり規定しています（法 26 条 1 項）。

- (1) 非居住者である個人。
 - (2) 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体または外国に主たる事務所を有する法人その他の団体（これらの法人その他の団体の在日支店を含みます）。
 - (3) 上記(1)または(2)に掲げる者により直接または間接に保有される議決権の合計が 50%以上を占める会社。
—— 「間接に保有される議決権」は、外国法人等が 50%以上の議決権を有する国内会社が保有する議決権をいいます（直投令 2 条 1 項）。
 - (4) 非居住者である個人が役員または代表権限を有する役員のいずれかが過半数を占める本邦の法人その他の団体。
- なお、これら(1)～(4)以外の者であっても、外国投資家のために当該外国投資家の名義によらないで、対内直接投資、特定取得を行う場合は外国投資家とみなされます（法 27 条 13 項、28 条 8 項、55 条の 5 2 項）。

Q 3. 特別の関係にある者

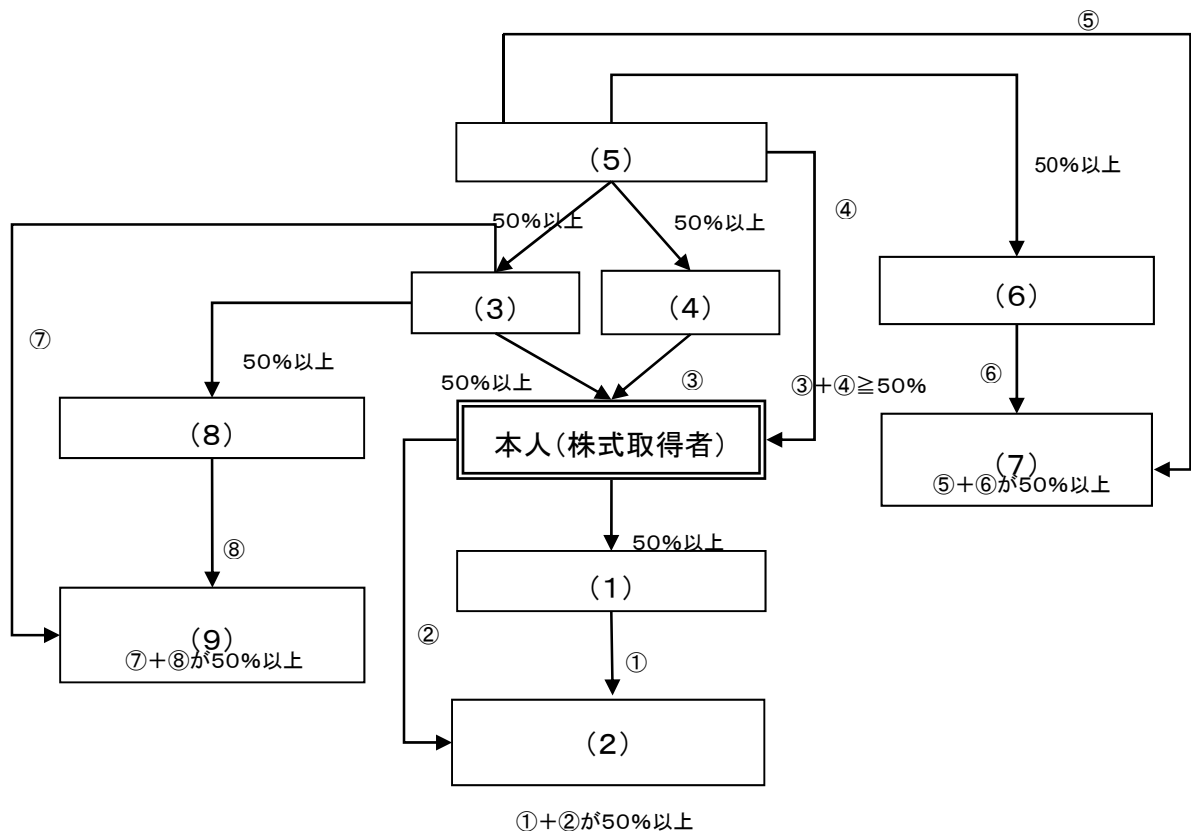
○対内直接投資の株式の取得および株式への一任運用・金銭の貸付け・社債の取得は、取得・一任運用・貸付けを行った者と特別の関係にある外国投資家による取得・一任運用・貸付けの分を含むとされていますが、「特別の関係にある者」とは具体的に何を指すのですか？

- 「特別の関係にある者」とは、取得または貸付けを行った者（以下「本人」という）と永続的な経済関係、親族関係その他これらに準ずる特別の関係にある次のもの（外国投資家に該当する者に限る）をいいます（直投令 2 条 4 項 1～15 号）。
- (1) 本人により議決権の 50%以上を保有されている法人等。
 - (2) 本人および(1)に掲げる法人等により議決権の 50%以上を保有されている法人等。
 - (3) 本人の議決権の 50%以上を保有している法人等。
 - (4) 本人の議決権の 50%未満を保有している法人等が保有している本人の議決権の数と、当該法人等の議決権の 50%以上を保有している法人等が保有している本人の議決権の数とを合算した数が本人の議決権の 50%以上となるときにおける、本人の議決権の 50%未満を保有している法人等。
 - (5) (3)および(4)に掲げる法人等の議決権の 50%以上を保有している法人等。

- (6) (5)に掲げる法人等により議決権の50%以上を保有されている法人等。
- (7) (5)および(6)に掲げる法人等により50%以上の議決権を保有されている法人等。
- (8) (3)に掲げる法人等により議決権の50%以上を保有されている法人等。
- (9) (3)および(8)に掲げる法人等により議決権の50%以上を保有されている法人等。
- (10) 本人の役員および上記(1)～(9)に掲げる法人等の役員。
- (11) 上記(10)に掲げる者が役員の大過半数を占めている法人等。
- (12) 本人の配偶者。
- (13) 本人の直系血族。
- (14) 本人が外国の政府機関または公共団体等である場合における当該国の他の政府機関、公共団体またはこれらに準ずるもの。
- (15) 本人が、上場会社等の株式を保有する他の非居住者である個人または法人等と共同して当該上場会社等の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合における、当該他の非居住者である個人または法人等（ただし、本人および当該他の非居住者である個人または法人等が、投資一任契約<注>その他の契約に基づき、当該上場会社等の株式に投資をするために必要な権限および株主としての議決権その他の権利を行使する権限を外国投資家（本人および当該他の非居住者である個人または法人等を除く）に委任し、その委任により、本人および当該他の非居住者である個人または法人等が権利を行使できない場合を除く）。

<注> 金融商品取引法第2条第8項第12号ロに規定する「投資一任契約」をいいます。

- ご参考までに、上記(1)～(9)を図示すると、次のとおりになります。



Q 4. 報告・届出制度の概要と手続不要のもの

○対内直接投資の報告および届出制度と、手続不要のものを教えてください。

- 外国投資家が対内直接投資を行う場合は、下記の手続不要のものを除いて、日本銀行を經由して財務大臣および事業所管大臣に、(1)取引または行為を実際に行なったあとで報告する（「事後報告」といいます）か、(2)取引または行為を行なう前に届け出る（「事前届出」といいます）必要があります（法 55 条の 5 1 項、法 27 条 1 項）。

（事業所管大臣）

- 事業所管大臣とは、投資先の事業を所管する大臣（注）をいい、各大臣が所管する事業は後記「参考資料 1」のとおりです。

（注）外国投資家が Q 1. における (1)、(2)、(3)、(4)、(7) または (9) に該当する対内直接投資を行う場合において、投資先の子会社または完全対等合弁会社が事前届出の対象となる事業（Q 9. 参照）を営んでいるときは、当該事前届出事業の所管大臣を含みます。

なお、投資先の子会社とは、投資先がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社等その財務および事業の方針の決定を支配（詳細は会社法施行規則を参照）している特定目的会社以外の本邦にある会社等をいいます。直接の資本関係にあるいわゆる「子会社」だけでなく、「孫会社」「曾孫会社」など支配下にある全ての会社や、会社以外の法人および法人格を有しない組合等も含まれます。

また、投資先の完全対等合弁会社とは、投資先（その子会社を含む）が総議決権の50%を保有する他の会社（その株主または社員の数が2人であるものに限る）であって、当該投資先の子会社に該当しないものをいいます。

（報告者または届出者）

- 対内直接投資の事後報告または事前届出を行うのは外国投資家です。外国投資家が非居住者の場合は、「居住者である代理人」が行います（直投令6条の3 2項<報告>、直投令3条4項<届出>）。なお、報告書または届出書への委任状の添付は不要です。

（手続不要の対内直接投資）

- 対内直接投資であっても、次の(1)～(15)に該当するものは事後報告、事前届出ともに不要です（直投令3条1項、直投命令3条2項、3項等）。
 - (1) 会社の株式・持分、特別の法律により設立された法人が発行した出資証券、貸付金債権または社債を相続または遺贈により取得したとき。
 - (2) 「特定非上場会社」（特定取得に係る事前届出業種を営んでいない非上場会社。以下同じ）の株式や持分を所有する法人の合併により、存続法人または新設法人が株式や持分を取得したとき。
 - (3) 「特定非上場会社」の株式や持分を所有する法人の分割により、分割後当該事業を承継する新設の法人または既存の法人が株式や持分を取得したとき。
 - (4) 上場（店頭登録を含みます）申請後、上場までの間に募集または売り出される非上場会社の株式の取得で、出資比率が特別の関係にある者と合わせて10%未満であるとき。
 - (5) 事後報告（Q5. 参照）で足りるとされている非上場会社の株式または持分の取得で、出資比率が特別の関係にある者と合わせて10%未満であるとき。
 - (6) 株式の分割または併合により発行される新株の取得または当該新株に係る株式への一任運用。
 - (7) 特定の外国投資家による出資比率が（特別の関係にある者と合わせて）10%

未満の居住者外国投資家（上場会社等に限る。以下「特定上場会社等」という）による株式・持分・出資証券の取得、会社の事業目的の変更の同意、金銭の貸付け、社債の取得、または上場会社等の株式への一任運用。

なお、上記ケースにおける特定の外国投資家自身が、「特定上場会社等」である場合には、その者からの出資比率が 10%以上であっても手続免除の対象となります。このように、「特定上場会社等」からの出資比率が 10%以上であり、他の特定の外国投資家からの出資比率が（特別の関係にある者と合わせて）10%未満の居住者外国投資家のことを『特別上場会社等』といいます。

例えば、外国法人等に間接的に議決権の 50%以上を保有されている居住者外国投資家（A社、上場会社）が、A社への直接の出資者である居住者外国投資家（B社＝A社の親会社、上場会社）に 100%株式所有されており、B社自身が特定の外国投資家に株式を 10%以上所有されないことにより手続が免除される者である場合は、B社だけでなくA社においても手続が免除されます。

- (8) 会社の組織変更に伴い、組織変更前に取得していた株式や持分に代えて、組織変更後の株式や持分を取得したとき。
- (9) 会社の事業目的の変更の同意のうち次のもの。
 - a. 変更後の事業目的が事後報告業種（後記「参考資料 3」の別表第三に掲載されている業種（別表第一に掲げる業種を除く））に該当するもの。
 - b. 事業目的の一部を削除するとき。
- (10) 支店等の設置のうち、事業目的が事後報告業種に該当するもの。
- (11) 支店等の種類・事業目的の変更のうち次のもの。
 - a. 変更後の事業目的が事後報告業種に該当するもの。
 - b. 事業目的の一部を削除するとき。
- (12) 株式無償割当てによる株式の取得または株式への一任運用。
- (13) 取得条項付株式の取得または取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生によりその取得の対価として交付する株式、持分、社債もしくは出資証券の取得または株式への一任運用。
- (14) 「特別非上場会社」（「特定上場会社等」を除く、いずれの外国投資家からも出資を受けない居住者外国投資家（非上場会社に限る）のことをいう）による株式・持分・出資証券の取得、会社の事業目的の変更の同意、金銭の貸付け、社債の取得、または上場会社等の株式への一任運用。

例えば、外国法人等に間接的に議決権の 50%以上を保有されている居住者外国投資家（A社、非上場会社）が、A社への直接の出資者である居住者外国投資家（B社＝A社の親会社、上場会社）に 100%株式または持分を所有されており、B社自身が特定の外国投資家に株式を 10%以上所有されないこと

により手続が免除される者である場合は、B社だけでなくA社においても手続が免除されます。

- (15) 上場会社等の株式の取得のうち株式の引受け（金融商品取引法2条8項6号に掲げるもの。ただし、同条6項3号に係るものを除く）。ただし、当該株式の取得が直投令3条2項各号に掲げる対内直接投資等（Q9. 参照）に該当している場合には、当該行為により取得する株式の議決権の行使を行わないものに限る。なお、引受けの翌日に当該株式を（特別の関係にある者と合わせて）出資比率10%以上所有することとなった場合には、事後報告の手続が必要です（Q5. 参照）。

Q5. 事後報告の対象と手続

○事後報告の対象となるものと、その手続を教えてください。

- 対内直接投資は、1992年1月の改正外為法施行により、そのほとんどが事後報告となりました。事後報告の対象となるのは、次の(1)、(2)、(3)のいずれにも該当する場合、又は外国投資家が上場会社等の株式引受けを行った翌日に当該株式を（特別の関係にある者と合わせて）出資比率10%以上所有することとなった場合等です。

- (1) 外国投資家の国籍および所在国（地域を含む）が日本または「直投命令別表1」に掲げる国または地域（「掲載国」といいます）であるもの（ただし、Q4. 「（手続不要の対内直接投資）」にあたるものを除きます）。
- (2) 投資先が行う事業<注1>のすべてが、業種を定める告示で定められた別表第三に掲げる業種（事後報告業種）であるもの。
- (3) イラン関係者<注2>により行われる、イランの届出に係る対内直投を定める告示第一号に掲げる次の行為以外のもの。
 - a 安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投資業種<注3>を営む会社の株式（持分）の取得。
 - b 安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投資業種を営む上場会社等の株式への一任運用。
 - c 非居住者である個人が非居住者となる以前から引き続き所有する上場会社等以外の会社（安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投資業種に属する事業を営む会社に限る）の株式（持分）のイラン関係者に対する譲渡。

<注1> Q1. における(1)、(2)、(3)、(4)、(7)または(9)に該当する対内直接投資を行う場

合においては、投資先の子会社または完全対等合弁会社の事業も含まれます。

なお、投資先の子会社とは、投資先がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社等その財務および事業の方針の決定を支配（詳細は会社法施行規則を参照）している特定目的会社以外の本邦にある会社等をいいます。直接の資本関係にあるいわゆる「子会社」だけでなく、「孫会社」「曾孫会社」など支配下にある全ての会社や、会社以外の法人および法人格を有しない組合等も含まれます。

また、投資先の完全対等合弁会社とは、投資先（その子会社を含む）が総議決権の50%を保有する他の会社（その株主または社員の数が2人であるものに限る）であって、当該投資先の子会社に該当しないものをいいます。

<注2> イラン関係者とは、イラン政府、イラン国籍を有する自然人、イランの法令に基づいて設立された法人その他の団体（当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。）もしくはイラン以外の地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のイラン内の支店、出張所その他の事務所またはこれらのものに実質的に支配されている外国投資家であるものをいいます。

<注3> 安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投資業種とは、安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投資業種を定める告示で定められた別表（「参考資料3」に掲載）に掲げる業種をいいます。

（掲載国・事後報告業種）

- 上記の「掲載国」は後記「参考資料2」に掲載されている国・地域、「事後報告業種」は後記「参考資料3」の業種を定める告示別表第三に掲載されている業種（別表第一に掲げる業種を除く）に該当するものです。

（報告書の種類と該当取引）

- 対内直接投資の報告書の種類と該当する取引は次のとおりです。

名称（直投命令別紙様式番号）	該当する取引
株式・持分の取得等に関する報告書(11)	・外国投資家が①本邦にある上場会社および店頭公開会社（以下「上場会社等」といいます）＜出資比率が特別の関係にある者と合わせて10%以上のものに限る＞の株式を取得もしくは株式への一任運用（当該一任運用の比率が特別の関係にある者と合わせて10%以上のものに限る）、または②本邦にある非上場会社の株式もしくは持分（Q1.(8)の出資証券を含む）を取得した場合（ただし、非上場の株式または持分を他の外国投資家からの譲受により取得した場合は除く）であって、(1)外国投資家の国籍および所在国(地域を含む)

名称（直投命令別紙様式番号）	該 当 す る 取 引
	<p>が日本または掲載国、(2)投資先ならびにその子会社および完全対等合弁会社（注1）の事業が事後報告業種、および(3)イラン関係者（注2）により行われる安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投資業種（注3）の会社の株式取得または株式への一任運用をしたもの以外、のすべての要件を満たすもの（ただし、手続不要のもの<Q4. 参照>を除く）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国投資家が上場会社等の株式引受け(注4)を行った翌日に当該株式を（特別の関係にある者と合わせて）出資比率 10%以上所有することとなった場合。ただし、直投令3条2項各号に掲げる対内直接投資等に該当する場合には、当該行為により取得する株式の議決権の行使を行わないものに限る。
株式・持分の譲渡に関する報告書(12)	<ul style="list-style-type: none"> ・非居住者である個人が居住者時代に取得（昭55.12.1以降に取得したものに限り）した本邦にある非上場会社の株式または持分を、外国投資家に譲渡した場合であって、(1)外国投資家の国籍および所在国（地域を含む）が日本または掲載国、(2)非上場会社ならびにその子会社および完全対等合弁会社（注1）の事業が事後報告業種、および(3)非居住者である個人が非居住者となる以前から引き続き所有する上場会社等以外の会社（安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投資業種（注3）に属する事業を営む会社に限り）の株式（持分）のイラン関係者（注2）に対する譲渡を行ったもの以外、のすべての要件を満たすもの。
金銭の貸付けに関する報告書(16)	<ul style="list-style-type: none"> ・対内直接投資に該当する金銭の貸付け（Q1. (6)参照）であって、(1)外国投資家の国籍および所在国（地域を含む）が日本または掲載国、および(2)貸付先の事業が事後報告業種であるもの（ただし、手続不要のもの<Q4. 参照>を除く）。
社債の取得に関する報告書(17)	<ul style="list-style-type: none"> ・対内直接投資に該当する社債の取得（Q1. (7)参照）であって、(1)外国投資家の国籍および所在国（地域を含む）が日本または掲載国、および(2)発行会社ならびにその子会社および完全対等合弁会社（注1）の事業が事後報告業種であるもの（ただし、手続不要のもの

名称（直投命令別紙様式番号）	該 当 す る 取 引
	の<Q 4. 参照>を除く）。
株式又は持分の取得等に関する報告書 (19)	・外国投資家が上場会社等の株式の引受けを行った翌日に（特別の関係にある者と合わせて）当該株式を出資比率 10%以上所有していたことにより直投命令別紙様式第 11 を提出済みの場合において、その後当該株式の処分等により出資比率が 10%未満となった場合。ただし、当該株式の取得が直投令 3 条 2 項各号に掲げる対内直接投資等に該当する場合に限る。

(注 1) 上記<注 1>参照。

(注 2) 上記<注 2>参照。

(注 3) 上記<注 3>参照。

(注 4) 引受けとは、金融商品取引法 2 条 8 項 6 号に掲げる有価証券の引受け（同条 6 項 3 号に係るものを除く）をいいます。

（報告書の提出時期・部数等）

- 事後報告は、取引または行為を行った日の属する月の翌月 15 日まで（翌月 15 日が休日の場合は前営業日まで）に、直投命令に定められた様式により、日本銀行を経由して財務大臣および事業所管大臣あてに行う必要があります（法 55 条の 5 1 項、直投令 6 条の 3 1 項）。また、提出部数は、財務大臣+事業所管大臣数です（直投命令 6 条の 2）。

（財務大臣および事業所管大臣のあて先の記載方法）

- 財務大臣および事業所管大臣のあて先は、報告書の左上部の該当箇所に「連名」で記載します。

<例>

別紙様式〇〇	根拠法規：対内直接投資等 に関する命令
<u>〇〇〇〇に関する報告書</u> 〇年〇月〇日	
財務大臣殿	財務大臣名
内閣総理大臣殿（警察庁） 経済産業大臣殿 総務大臣殿 国土交通大臣殿 （日本銀行経由）	事業所管大臣名
[この場合の報告書の提出部数は 5 通となります。]	

(報告書の用紙)

- 報告書の用紙は、日本銀行本店窓口（国際局国際収支課外為法手続グループ 50 番窓口）に備え付けてあります。また、日本銀行ホームページには、報告書様式のほか記入の手引も掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。なお、「外国為替・貿易小六法」（外国為替研究協会刊）に掲載の様式を適宜 A 4 版に拡大コピーのうえ使用しても差し支えありません。

なお、報告書の用紙をワープロ等により作成する場合は、直投命令別紙様式のとおり作成していただくことになります。したがって、記載事項は省略しないようご注意ください。

(報告書の提出先)

- 報告書は、日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ（50 番窓口）および最寄りの日本銀行支店（営業課または総務課）で受付けておりますが、なるべく日本銀行本店あて直接郵送（郵便番号 103-8660 日本郵便株式会社 日本橋郵便局私書箱 30 号 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループあて）していただきますようお願いいたします。

Q 6. 報告の場合の取引の基準となる日

- 報告書の提出は、対内直接投資を行った日の属する月の翌月 15 日までと定められていますが、その取引の基準日を教えてください。

- 対内直接投資の事後報告に関する取引または行為の基準となる日は、次のとおりです。

▽株式・持分取得および株式への一任運用

- ・ 設立新株の取得・・・・・・・・・・会社設立登記の日
- ・ 増資新株の取得・・・・・・・・・・増資払込期日（金銭の払込み等（金銭以外の財産の出資を含む）の期間を定めたときは出資の履行をした日）
- ・ 旧株の譲受・・・・・・・・・・株式等の取得日（約定日または受渡決済日）
- ・ 合併新株・・・・・・・・・・合併登記の日（新設合併）または合併契約において定められた効力発生日（吸収合併）
- ・ 株式への一任運用・・・・・・・・・・一任運用に係る株式の取得日（約定日または受渡決済日）

- ・引受けに係る取得・・・・・・・・・・引受けを行った日
- ▽株式・持分の譲渡・・・・・・・・・・株式等を譲渡した日
- ▽金銭の貸付・・・・・・・・・・金銭を貸付けた日
- ▽社債の取得・・・・・・・・・・社債の取得日

- なお、基準となる日を記入する欄は、各報告書毎には以下の欄が該当します。報告書作成においてはご注意ください。

- ▽株式・持分取得および株式への一任運用・・・直投命令様式 11「5 取得年月日」
- ▽株式・持分の譲渡・・・・・・・・・・同様式 12「4 譲渡年月日」
- ▽金銭の貸付・・・・・・・・・・同様式 16「4 貸付年月日」
- ▽社債の取得・・・・・・・・・・同様式 17「3 取得年月日」

Q 7. 報告書を受付けたことを示すもの

- 報告書を日本銀行に提出するときに、日本銀行が報告書を受付けたことを示すものがほしいのですが、どうしたらよいですか？

- 外為法には、日本銀行が報告書を受付けたことを示すものを提出者に交付する旨の規定がありませんが、どうしてもご入用の場合は、所定の部数のほかに「報告書コピー」を1通余分に提出（または郵送）していただきます。郵送の場合、同封していただく返信用封筒には、報告者のあて名を記入のうえ、料金が不足しないよう郵便切手を貼付してください。余分に提出（または郵送）いただいた「報告書コピー」は、受付印を押印してお返しします。なお、「報告書コピー」への押印は、当該報告書により報告される取引等の内容の真正性を証明するものではありません。

Q 8. 報告書の提出遅延

- 対内直接投資の報告書を所定の期日までに提出することができませんでした。どのように取扱えばよいのでしょうか？

- 直ちに提出してください。この場合は、報告書の「その他の事項」欄に、所定の期日内に提出できなかった理由およびその旨を付記してください。

Q 9. 事前届出の対象と手続

- 事前届出の対象となるものと、その手続について教えてください。

○ 対内直接投資の事前届出となるのは、次の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当する
場合です。

- (1) 外国投資家の国籍または所在国（地域を含む）が「日本および掲載国」以外
のもの。〈注1〉
- (2) 投資先〈注2〉の事業目的が「事前届出業種」〈注3〉であるもの。
- (3) イラン関係者〈注4〉により行われる、次の行為に該当するもの。
 - a 安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投
資業種〈注5〉を営む会社の株式（持分）の取得。
 - b 安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投
資業種を営む上場会社等の株式への一任運用。
 - c 非居住者である個人が非居住者となる以前から引き続き所有する上
場会社等以外の会社（安保理の事前承認により許可することが可能と
なるイランによる投資業種に属する事業を営む会社に限る）の株式
（持分）のイラン関係者に対する譲渡。

〈注1〉 掲載国は後記「参考資料2」に掲載しております。外国投資家の国籍または所在国（地
域を含む）がそれに掲載されていない場合には事前の届出となります。

〈注2〉 Q1. における(1)、(2)、(3)、(4)、(7)または(9)に該当する対内直接投資を行う場合
においては、投資先の子会社または完全対等合弁会社の事業目的が「事前届出業種」で
あるものを含みます。

なお、投資先の子会社とは、投資先がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社
等その財務および事業の方針の決定を支配（詳細は会社法施行規則を参照）している特
定目的会社以外の本邦にある会社等をいいます。直接の資本関係にあるいわゆる「子会
社」だけでなく、「孫会社」「曾孫会社」など支配下にある全ての会社や、会社以外の
法人および法人格を有しない組合等も含まれます。

また、投資先の完全対等合弁会社とは、投資先（その子会社を含む）が総議決権の50%
を保有する他の会社（その株主または社員の数が2人であるものに限る）であって、当
該投資先の子会社に該当しないものをいいます。

〈注3〉 事前届出業種は、後記「参考資料3」に掲載しております。

なお、事前届出業種に該当するか否かは、投資先の定款上の事業目的だけでなく、実
際に行っている事業活動により判断する必要があります。したがって、定款上の「事業目
的」に、事前届出業種が記載されていないものの、発行会社が実際に行う事業に事前届出
業種が含まれている場合には、事前届出の対象となりますのでご注意下さい。

〈注4〉 イラン関係者とは、イラン政府、イラン国籍を有する自然人、イランの法令に基づい

て設立された法人その他の団体（当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。）もしくはイラン以外の地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のイラン内の支店、出張所その他の事務所またはこれらのものに実質的に支配されている外国投資家であるものをいいます。

<注5> 安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投資業種とは、安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投資業種を定める告示で定められた別表（「参考資料3」に掲載）に掲げる業種をいいます。

（届出書の種類と該当取引）

○ 対内直接投資の届出書の種類と届出に該当する取引は次のとおりです。

名称（直投命令別紙様式番号）	該当する取引
株式・持分の取得等に関する届出書(1)	<ul style="list-style-type: none"> 外国投資家が①本邦にある上場会社および店頭公開会社（以下「上場会社等」といいます）＜出資比率が特別の関係にある者と合わせて10%以上のものに限る＞の株式を取得もしくは株式への一任運用（当該一任運用の比率が特別の関係にある者と合わせて10%以上のものに限る）、または②本邦にある非上場会社の株式もしくは持分（Q1. (8)の出資証券を含む）を取得する場合（ただし、非上場会社の株式または持分を他の外国投資家からの譲受により取得する場合は除く）であって、(1)外国投資家の国籍または所在国(地域を含む)が「日本および掲載国」以外、または(2)投資先またはその子会社もしくは完全対等合弁会社（注1）の事業に事前届出業種が含まれているもの、または(3)イラン関係者（注2）により行われる安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投資業種（注3）の会社の株式取得または株式への一任運用を行うもの（ただし、手続不要のもの＜Q4. 参照＞を除く）。
株式・持分の譲渡に関する届出書(2)	<ul style="list-style-type: none"> 非居住者である個人が居住者時代に取得（昭55.12.1以降に取得したものに限る）した本邦にある非上場会社の株式または持分を、外国投資家に譲渡する場合であって、(1)外国投資家の国籍または所在国(地域を含む)が「日本および掲載国」以外、または(2)非上場会社またはその子会社もしくは完全対等合弁会社(注1)の事業に事前届出業種が含まれているもの、または(3)非居住者である個人が非居住者となる以前から引き続

名称（直投命令別紙様式番号）	該当する取引
	<p>き所有する上場会社等以外の会社（安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投資業種（注3）に属する事業を営む会社に限る）の株式（持分）のイラン関係者（注2）に対する譲渡を行うもの。</p>
<p>会社の事業目的の変更の同意に関する届出書(3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外国投資家が本邦にある会社の定款上の事業目的の実質的な変更同意（同会社が株式会社の場合、総議決権の3分の1以上を有する外国投資家が行う同意に限る）する場合であって、新たに追加される事業に「事前届出業種」が含まれているもの。
<p>支店等の設置に関する届出書(4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非居住者である外国投資家が、本邦に支店、工場その他の事業所（駐在員事務所は除く）を設置する場合であって、支店等の事業に事前届出業種が含まれているもの。ただし、事業目的が銀行業、外国保険会社、一般ガス導管事業、一般送配電事業および送電事業、第一種金融商品取引業、投資運用業、外国信託会社、ならびに資金移動業であるものを除く。
<p>支店等の種類・事業目的の変更に関する届出書(5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非居住者である外国投資家が、本邦に設置している支店、工場その他の事業所（駐在員事務所は除く）の種類または事業目的を変更する場合であって、新たに追加される事業に事前届出業種が含まれているもの。ただし、事業目的が銀行業、外国保険会社、一般ガス導管事業、一般送配電事業および送電事業、第一種金融商品取引業、投資運用業、外国信託会社、ならびに資金移動業であるものを除く。
<p>金銭の貸付けに関する届出書(6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対内直接投資に該当する金銭の貸付け（Q1. (6)参照）であって、(1)外国投資家の国籍または所在国（地域を含む）が「日本および掲載国」以外、または(2)貸付先の事業が事前届出業種であるもの（ただし、手続不要のもの<Q4. 参照>を除く）。
<p>社債の取得に関する届出書(7)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対内直接投資に該当する社債の取得（Q1. (7)参照）であって、(1)外国投資家の国籍または所在国（地域を含む）が「日本および掲載国」以外、または(2)発行会社またはその子会社もしくは完全対等合弁会社（注1）の事業が事前届出業種であるもの（ただし、手続不要のもの<Q4. 参照>を除く）。

(注1) 上記<注2>参照。

(注2) 上記<注4>参照。

(注3) 上記<注5>参照。

(届出書の提出時期・部数等)

- 事前届出は、取引または行為を行おうとする日の前6か月以内に、直投命令に定められた様式により、日本銀行を経由して財務大臣および事業所管大臣あてに行う必要があります(法27条1項、直投令3条3項)。提出部数は、財務大臣+事業所管大臣数+2通です(直投命令3条8項)。

なお、財務大臣および事業所管大臣の届出書への記入は、報告書と同様(Q5.参照)、各大臣連名で記載します。

(届出書の用紙)

- 届出書の用紙は、日本銀行本店窓口(国際局国際収支課外為法手続グループ50番窓口)に備え付けてあります。また、日本銀行ホームページには、届出書様式のほか記入の手引も掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。なお、「外国為替・貿易小六法」(外国為替研究協会刊)に掲載の様式を適宜A4版に拡大コピーのうえ使用しても差し支えありません。

なお、届出書の用紙をワープロ等により作成する場合は、直投命令別紙様式のとおり作成していただくことになります。したがって、記載事項は省略しないようご注意ください。

(届出書の提出先)

- 事前届出書の提出先は、日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ(50番窓口)または最寄りの日本銀行支店(営業課または総務課)ですが、なるべく日本銀行本店あて直接郵送(郵便番号103-8660日本郵便株式会社 日本橋郵便局私書箱30号日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループあて)していただきますようお願いいたします。

Q10. 対内直投の届出業種に関する告示のうち、業種を定める告示別表第一に掲げる業種

○業種を定める告示別表第一に掲げる業種は具体的にはどのような業種ですか。

- 業種を定める告示別表第一の第一号～第四号においては、武器や航空機等の製造業や修理業、武器や航空機等の製造用に特に設計した素材や部分品、製造装置等の製造業や、武器や航空機、人工衛星等を使用するために特に設計したプログラムに関するソフトウェア業が規定されております。

- また、業種を定める告示別表第一第五号・第六号においては、「輸出貿易管理令別表第一の一から一五までの項の中欄に掲げる貨物の製造業」や、「外国為替令別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計及び製造に係る技術（注）を保有する製造業等」を規定しております。これにより、軍事転用可能な汎用品の製造業を営む会社への対内直接投資や、軍事転用可能な汎用品の設計技術や製造技術を保有する会社への対内直接投資を行う場合には、事前届出が必要となります。どのような貨物や技術が該当するかは、経済産業省の安全保障貿易管理のホームページ中の貨物・技術のマトリクス表のページ

(http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html)にあるそれぞれのマトリクス表（Excel版）を参照いただくと確認できますので、参考にしてください。

（注）公知の技術であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令第九号第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。詳しくは、「Q11. 業種を定める告示関係」を参照ください。

- なお、業種の分類は「統計法第二十八条に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年10月総務省告示第405号）」の分類表に従っています。詳しくは以下のページを参照ください。

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/TopDisp.do;jsessionid=vnJpZQTfLprS52GxBTTxfmd2s1Wb0n118MJtS24k7fnN7hLnWJ3h!-2052350399!-1595258431?bKind=10>

Q11. 業種を定める告示関係

○業種を定める告示別表第一第六号中の、「公知の技術であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令第九号第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。」とは、どのような意味でしょうか。

- 外国為替令別表の一から一五までの項の中欄には、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる特定の種類の貨物の設計、製造等に係る技術が定められております。

- その中でも公知の技術など一部の技術取引は、外為法の目的を達成するため特に支障がないものとして、外為法第25条第1項等において役務取引等の許可を要しないものとされております。このような観点を踏まえ、「公知の技術であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九号第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するもの」は、「外

国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計及び製造に係る技術」から除外されることを明記したものです。

Q 1 2. 投資先企業の行う業種が事前届出業種に該当するか不明な場合

○投資先企業が事前届出事業を実施しているかどうか不明な場合は、どのようにすればよいですか？

- 投資先企業が届出対象であるか否かについては、外国投資家は公表情報や投資先企業への確認等を通じて自ら判断することが原則となりますが、法令解釈等に疑義がある場合は必要に応じて、事業所管省庁（（参考資料4）にある事業所管省庁連絡先一覧参照）に対して問い合わせを行うことが可能です。

Q 1 3. 届出の場合の取引の基準となる日

○届出書の提出は、対内直接投資を行おうとする日の前6か月以内と定められていますが、その取引の基準日を教えてください。

- 対内直接投資の事前届出に関する取引または行為の基準となる日は、次のとおりです。従って、その基準となる日前6か月以内に届出書の提出を要することになります。

▽株式・持分取得および株式への一任運用

- ・ 設立新株の取得・・・・・・・・・・会社設立登記の日
- ・ 増資新株の取得・・・・・・・・・・増資払込期日（金銭の払込み等（金銭以外の財産の出資を含む）の期間を定めた場合は当該期間の初日）
- ・ 旧株の譲受・・・・・・・・・・株式等の取得日（約定日または受渡決済日）
- ・ 合併新株・・・・・・・・・・合併契約の承認に係る株主総会の日
- ・ 株式への一任運用・・・・・・・・・・一任運用に係る株式の取得日（約定日または受渡決済日）

▽株式・持分の譲渡・・・・・・・・・・株式等を譲渡する日

▽会社の事業目的の変更・・・・・・・・・・事業目的の変更の承認に係る株主総会の日

▽支店等の設置・・・・・・・・・・支店等の開設の日

▽支店等の種類・事業目的の変更・支店等の種類・事業目的の変更の日

▽金銭の貸付・・・・・・・・・・金銭を貸付ける日

▽社債の取得・・・・・・・・・・社債の取得日

Q 1 4. 禁止期間と期間短縮

○事前に届け出た取引または行為は、いつから行うことができるのですか？

- 対内直接投資の事前届出は、財務大臣および事業所管大臣が、わが国の安全等に支障がないかどうかを審査するため、日本銀行が届出書を受理した日から起算して30日を経過するまでは、届け出た取引または行為を行うことはできません（この期間のことを禁止期間といいます）＜注1＞。ただし、その禁止期間は通常2週間に短縮されます（法27条2項、直投命令10条2項）。また、可能と判断されたものについてはグリーンフィールド投資案件＜注2＞、ロールオーバー案件＜注3＞及びパッシブ・インベストメント案件＜注4＞については、財務大臣および事業所管大臣が特に審査に時間を要すると判断したものを除いては、届出書を受理した日から4営業日を経過した日までに短縮するよう努めることとされています。

＜注1＞ 届け出た事項が、わが国の安全等の面で支障があると認められた場合には、財務大臣および事業所管大臣は、その投資内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として、禁止期間が最長5か月まで延長されることがあります（法27条3～6項、10項）。

＜注2＞ 「グリーンフィールド投資案件」とは、次に掲げる行為に係る届出をいいます。

- (i) 完全子会社(届出者の出資比率が百分の百である本邦にある会社をいう。以下同じ。)の新規設立に伴う当該完全子会社の株式又は持分の取得
- (ii) 完全子会社の増資に伴う当該完全子会社の株式又は持分の取得
- (iii) 完全子会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意
- (iv) 完全子会社に対する金銭の貸付け又は完全子会社の発行する私募債の取得
- (v) 本邦における支店等(支店、工場その他の事業所をいう。以下同じ。)の設置又は本邦にある支店等の種類若しくは事業目的の実質的な変更

＜注3＞ 「ロールオーバー案件」とは、次に掲げる要件を満たす届出をいいます。

- (i) 届出を受理した日6月前以内に、当該届出の届出者より、当該届出に係る発行会社の株式又は持分の取得に関する届出(以下「過去の届出」という。)があったもの
- (ii) 届出書に記載された株式又は持分の取得目的及び取得に伴う発行会社への経営関与の方法が過去の届出におけるそれと同一であるもの
- (iii) 届出書に記載された株式又は持分の取得後の出資比率が過去の届出におけるそれを上回らないもの
- (iv) 過去の届出における届出受理証に取引又は行為を行うことができる旨を記入する事務を、上記4営業日を経過した翌営業日に行ったもの以外のもの

＜注4＞ 「パッシブ・インベストメント案件」とは、届出書の「取得に伴う経営関与の方法」

欄等に「発行会社に関し、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第27条の26第1項に規定する重要提案行為等を行わない。また、他者の重要提案行為等に対して当該他者とあらかじめ合意の上で賛成する行為を行わない」旨記載された届出であって、届出者や発行会社に係る審査実績等を踏まえ、発行会社の届出対象業種を所管する事業所管大臣が短期間の審査を行えると判断したものをいい、届出者より過去3年間の同項に規定する重要提案行為等を行った実績の有無についての情報が提出されている届出をいいます。

（禁止期間の短縮手続）

- 日本銀行が届出書を受理したときは、うち1通を「届出受理証」として届出者に交付します。禁止期間（30日間）は、財務大臣および事業所管大臣が審査の必要上、当該期間を短縮しない場合を除いて、通常2週間に短縮されます（可能な場合には、上記のとおり4営業日を経過した日までに短縮されます）ので、日本銀行が連絡する取引可能日に「届出受理証」を窓口（50番窓口）までご持参ください。直ちに禁止期間の短縮手続を行いません。

Q15. 事前に届け出た後の実行報告

○事前届出後の実行報告について教えてください。

- 届出を行った外国投資家が、
 - (1) 株式もしくは持分の取得及び取得した株式もしくは持分の処分又は株式への一任運用及び一任運用に係る株式の処分のうちいずれかの取引をしたとき、
 - (2) 金銭の貸付を実際に行ったときやその返済金を受領したとき、
 - (3) 社債を実際に取得したときやその償還を受けたとき、
 - (4) 支店の設置を中止したり廃止したとき、などは、30日以内に、直投命令に定められた様式により、日本銀行を經由して財務大臣および事業所管大臣に報告することが必要です（法55条の8、直投令6条の5、直投命令7条1項1～4号）。報告書は、取引または行為に応じて以下の種類があります。

（報告書の種類<かっこ内：対内直接投資等に関する命令の別紙様式番号>）

- ・株式又は持分の取得等に関する報告書(19)<注>
- ・金銭の貸付け又は社債の取得等に関する報告書(20)
- ・支店等の設置の中止・廃止報告書(22)

<注>金銭の払込み等（金銭以外の財産の出資を含む）の期間を定めた増資新株の取得について、

届出受理日から6か月以内に実行されなかった場合は、報告書の「その他の事項」欄に、当該金銭の払込み等の期間を記載してください。

(実行報告書の用紙)

- 報告書の用紙は、日本銀行本店窓口（国際局国際収支課外為法手続グループ 50 番窓口）に備え付けてあります。また、日本銀行ホームページには、報告書様式のほか記入の手引も掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。なお、「外国為替・貿易小六法」（外国為替研究協会刊）に掲載の様式を適宜A4版に拡大コピーのうえ使用しても差し支えありません。

なお、報告書の用紙をワープロ等により作成する場合は、直投命令別紙様式のとおりで作成していただくことになります。したがって、記載事項は省略しないようご注意ください。

(実行報告書の提出先等)

- 報告書は、日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ（50 番窓口）および最寄りの日本銀行支店（営業課または総務課）で受付けておりますが、なるべく日本銀行本店あて直接郵送（郵便番号 103-8660 日本郵便株式会社 日本橋郵便局私書箱 30 号 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループあて）していただきませうようお願いします。
- 上記実行報告書について、日本銀行が受付けたことを示すものをご希望の場合は、前記Q7. をご参照ください。

Q16. 措置命令

- 措置命令について教えてください。

- 財務大臣及び事業所管大臣は、次に掲げる場合において、対内直接投資または特定取得によって国の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きいと認めるときには、必要に応じて関税・外国為替等審議会の意見を聴いたうえで、取引や違反行為を行った外国投資家に対し、取得した株式又は持分の全部又は一部の処分のほか必要な措置を命ずることができることとなっています（法 29 条 1～4 項）。

- (1) 届出をせずに行った場合
- (2) 禁止期間満了前に取引を行った場合
- (3) 虚偽の届出をした場合
- (4) 応諾した変更の勧告に従わず、又は変更の命令に違反した場合
- (5) 応諾した中止の勧告に従わず、又は中止の命令に違反した場合

- なお、措置命令の送達は、原則、郵便等による送達または交付送達により行われます（直投令4条の3）。

Q17. 事前届出書の提出洩れ

○社内調査の結果、本来ならば事前に届け出るべき取引を無届けのまま実行していたことが判明しました。どのような手続をとればよいのでしょうか？

- 財務省国際局調査課外国為替室（直接投資係）に速やかにご相談ください。財務省の照会先は、参考資料4にある事業所管省庁連絡先一覧をご覧ください。

2. 特定取得

Q 1 8. 特定取得の定義

○特定取得の定義を教えてください。

- 特定取得とは、外国投資家が非上場の会社の株式または持分を他の外国投資家（Q 2. 参照）からの譲り受けにより取得することをいいます（法 26 条 3 項）。「対内直接投資」には該当しません。

なお、特定取得が居住者と非居住者の間で行われる場合は、資本取引としての手続きが必要なケースもありますので、別冊の「外為法 Q & A（資本取引編）」をご覧ください。

Q 1 9. 届出制度の概要と手続不要のもの

○特定取得の届出制度と、手続不要のものを教えてください。

- 外国投資家が特定取得を行う場合は、投資先またはその子会社もしくは完全対等合弁会社（注）の事業に特定取得に係る事前届出業種（後記「参考資料 3」）が含まれているものに限り、取得する前に、日本銀行を経由して財務大臣および事業所管大臣に届け出る（「事前届出」といいます）必要があります（法 28 条）。

一方、投資先またはその子会社もしくは完全対等合弁会社（注）の事業に特定取得に係る事前届出業種（後記「参考資料 3」）が含まれていない場合、特定取得に係る手続きは不要です。特定取得の場合、対内直接投資とは異なり、事前届出業種に係るもの以外の取引を行った後に書類を提出する「事後報告」（直投命令様式 11）は、制度上設けられていません。ただし、別途「資本取引」としての手続きが必要なケースに該当する可能性がありますので、別冊の「外為法 Q & A（資本取引編）」をご覧ください。

（注）投資先の子会社とは、投資先がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社等その財務および事業の方針の決定を支配（詳細は会社法施行規則を参照）している特定目的会社以外の本邦にある会社等をいいます。直接の資本関係にあるいわゆる「子会社」だけでなく、「孫会社」「曾孫会社」など支配下にある全ての会社や、会社以外の法人および法人格を有しない組合等も含まれます。

また、投資先の完全対等合弁会社とは、投資先（その子会社を含む）が総

議決権の50%を保有する他の会社（その株主または社員の数が2人であるものに限る）であって、当該投資先の子会社に該当しないものをいいます。

（事業所管大臣）

- 事業所管大臣とは、投資先の事業を所管する大臣（注）をいい、各大臣が所管する事業は後記「参考資料1」のとおりです。

（注）投資先の子会社または完全対等合併会社が特定取得に係る事前届出業種（後記「参考資料3」）を営んでいるときは、当該事前届出事業の所管大臣を含みます。

（届出者）

- 特定取得の事前届出を行うのは、株式または持分を取得する外国投資家です。外国投資家が非居住者の場合は、「居住者である代理人」が行います（直投令4条4項）。なお、届出書への委任状の添付は不要です。

（手続不要の特定取得）

- 特定取得であっても、次の(1)～(4)に該当するものは事前届出不要です（直投令4条1項、直投命令4条2項）。

(1) 会社の株式・持分を相続または遺贈により取得したとき。【直投令4条1項1号】

(2) 上場（店頭登録を含みます）申請後、上場までの間に募集または売り出される非上場会社の株式の取得で、出資比率が特別の関係にある者と合わせて10%未満であるとき。【直投令4条1項2号】

(3) 「特定上場会社等」（Q4. 参照）による株式・持分の取得。【直投令4条1項3号】

なお、「特別上場会社等」（Q4. 参照）による株式・持分の取得も、「特定上場会社」と同様に手続免除の対象となります。【直投命令4条2項1号】

(4) 「特別非上場会社」（Q4. 参照）による株式・持分の取得。【直投命令4条2項2号】

Q20. 事前届出の対象と手続

- 事前届出の対象となるものと、その手続を教えてください。

- 特定取得の事前届出の対象となるのは、投資先<注1>が営む事業が「特定取得に係る事前届出業種」<注2>に該当するものです。

<注1> 投資先の子会社または完全対等合弁会社の事業目的が「特定取得に係る事前届出業種」であるものを含みます。

なお、投資先の子会社とは、投資先がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社等その財務および事業の方針の決定を支配（詳細は会社法施行規則を参照）している特定目的会社以外の本邦にある会社等をいいます。直接の資本関係にあるいわゆる「子会社」だけでなく、「孫会社」「曾孫会社」など支配下にある全ての会社や、会社以外の法人および法人格を有しない組合等も含まれます。

また、投資先の完全対等合弁会社とは、投資先（その子会社を含む）が総議決権の50%を保有する他の会社（その株主または社員の数が2人であるものに限る）であって、当該投資先の子会社に該当しないものをいいます。

<注2> 特定取得に係る事前届出業種は、後記「参考資料3」に掲載しております。

なお、事前届出業種に該当するか否かは、投資先の定款上の事業目的だけではなく、実際に行っている事業活動により判断する必要があります。したがって、定款上の「事業目的」に、特定取得に係る事前届出業種が記載されていないものの、発行会社が行う事業に特定取得に係る事前届出業種が含まれている場合には、事前届出の対象となりますのでご注意ください。

（届出書の種類と該当取引）

- 特定取得の届出書の種類と届出に該当する取引は次のとおりです。

名称（直投命令別紙様式番号）	該当する取引
株式・持分の取得等に関する届出書(1)	・外国投資家による他の外国投資家からの本邦にある会社（非上場会社に限る）の株式または持分の譲り受けによる取得であって、投資先またはその子会社もしくは完全対等合弁会社（上記注1参照）の事業に特定取得に係る事前届出業種が含まれているもの（ただし、手続不要のもの<Q19.参照>を除く）。

（届出書の提出時期・部数等）

- 事前届出は、取引を行おうとする日の前6か月以内に、直投命令別紙様式1を、日本銀行を經由して財務大臣および事業所管大臣あてに行う必要があります（法28条1項、直投令4条3項）。実際の提出にあたっては、対内直投に係る届出との識別のため、「その他の事項」欄に、届け出られた内容が特定取得に該当する旨、

記載してください。提出部数は、財務大臣＋事業所管大臣数＋2通です（直投命令4条5項）。

なお、財務大臣および事業所管大臣の届出書への記入は、届出書の左上部の該当箇所に「連名」で記載します。

（届出書の用紙）

- 届出書の用紙は、日本銀行本店窓口（国際局国際収支課外為法手続グループ 50番窓口）に備え付けてあります。また、日本銀行ホームページには、届出書様式のほか記入の手引も掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。なお、「外国為替・貿易小六法」（外国為替研究協会刊）に掲載の様式を適宜A4版に拡大コピーのうえ使用しても差し支えありません。

なお、届出書の用紙をワープロ等により作成する場合は、直投命令別紙様式のとおり作成していただくことになります。したがって、記載事項は省略しないようご注意ください。

（届出書の提出先）

- 事前届出書の提出先は、日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ（50番窓口）または最寄りの日本銀行支店（営業課または総務課）ですが、なるべく日本銀行本店あて直接郵送（郵便番号 103-8660 日本郵便株式会社 日本橋郵便局私書箱 30号 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループあて）していただきますようお願いいたします。

Q 2 1. 禁止期間と期間短縮

○事前に届け出た取引または行為は、いつから行うことができるのですか？

- 特定取得の事前届出は、財務大臣および事業所管大臣が、わが国の安全等に支障がないかどうかを審査するため、日本銀行が届出書を受理した日から起算して30日を経過するまでは、届け出た取引を行うことはできません（この期間のことを「禁止期間」といいます）＜注1＞。ただし、その禁止期間は通常2週間に短縮されません（法28条2項、直投命令10条2項）。このうち、財務大臣および事業所管大臣が特に審査に時間を要すると判断したものを除いては、届出書を受理した日から4営業日を経過した日までに短縮するよう努めることとされています（Q14.参照）。

＜注1＞ 届け出た事項が、わが国の安全等の面で支障があると認められた場合には、財務大臣および事業所管大臣は、その投資内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として、禁止期間が最長5か月まで延長されることがあります（法28

条3～7項)。

Q 2 2. 事前に届け出た後の実行報告

○事前届出後の実行報告について教えてください。

- 届出を行った外国投資家が、株式・持分の取得及び取得した株式・持分の処分を行ったときは、30日以内に、直投命令に定められた様式により、日本銀行を経由して財務大臣および事業所管大臣に報告することが必要です（法55条の8、直投命令6条の5、直投命令7条1項1号）。報告書は以下の通りです。

・株式又は持分の取得等に関する報告書(直投命令別紙様式19)

(実行報告書の用紙)

- 報告書の用紙は、日本銀行本店窓口（国際局国際収支課外為法手続グループ 50番窓口）に備え付けてあります。また、日本銀行ホームページには、報告書様式のほか記入の手引も掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。なお、「外国為替・貿易小六法」（外国為替研究協会刊）に掲載の様式を適宜A4版に拡大コピーのうえ使用しても差し支えありません。

なお、報告書の用紙をワープロ等により作成する場合は、直投命令別紙様式のとおりで作成していただくことになります。したがって、記載事項は省略しないようご注意ください。

(実行報告書の提出先等)

- 報告書は、日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ（50番窓口）および最寄りの日本銀行支店（営業課または総務課）で受付けておりますが、なるべく日本銀行本店あて直接郵送（郵便番号 103-8660 日本郵便株式会社 日本橋郵便局私書箱 30号 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループあて）していただきますようお願いいたします。
- 上記実行報告書について、日本銀行が受付けたことを示すものをご希望の場合は、前記Q 7. をご参照ください。

[2]取引実務

Q 2 3. 居住者外国投資家による非上場株式の非居住者への譲渡

○米国法人A社が、居住者である外国投資家B社の所有している非上場会社の株式（報告または届出済）を譲受けることになりました。外為法上、どのような手続が必要ですか？

○ 非上場会社の営む事業によっては、株式を譲受ける米国法人A社は、特定取得に係る事前届出を行う必要があります。このため、非上場会社の営む事業が届出対象業種に該当するかどうかを確認してください（後記「参考資料 3. 業種一覧」の「特定取得に係る事前届出業種」参照）。

(1) 届出対象業種に該当する場合

A社は、取引実行前に、特定取得に係る事前届出書「株式・持分の取得等に関する届出書」（直投命令別紙様式1）を提出します。また、届け出た取引を実際に実行（取得）したり、その後処分した際は、取引実行後30日以内に、「株式又は持分の取得等に関する報告書」（直投命令別紙様式19）を提出します。

(2) 届出対象業種に該当しない場合

A社は手続き不要です。

○ 一方、居住者である外国投資家B社については、当初非上場会社の株式を取得した際に、事前届出の手続きを行っている場合には、届出内容によって以下の通りご対応ください。

①対内直接投資に係る「株式・持分の取得等に関する届出書」（直投命令別紙様式1）を提出している場合には、株式を譲渡してから30日以内に、「株式又は持分の取得等に関する報告書」（直投命令別紙様式19）を提出する必要があります（Q15. 参照）。また、譲渡対価が1億円相当額を超える場合には、株式譲渡から20日以内に、資本取引（A社への証券の譲渡）を行ったとして、「証券の取得又は譲渡に関する報告書」（報告省令別紙様式13）を提出する必要があります（法20条1項5号、55条の3 5号、報告省令9条）。

②特定取得に係る「株式・持分の取得等に関する届出書」（直投命令別紙様式

1) を提出している場合には、株式を譲渡してから 30 日以内に、「株式又は持分の取得等に関する報告書」(直投命令別紙様式 19) を提出する必要があります(Q 2 2. 参照)。

<注> 実行報告の対象となった取引が「資本取引」に該当する場合であっても、特定取得に係る実行報告の対象となる取引に該当していれば、「証券の取得又は譲渡に関する報告書」(報告省令別紙様式 13) の提出は免除されております(報告省令 5 条 2 項 2 号)。

Q 2 4. 非居住者外国投資家間の上場株式の譲渡

○米国法人A社が保有している上場株式(報告または届出済)を他の米国法人B社に譲渡することになりました。外為法上、どのような手続が必要ですか？

○ 上場株式を譲渡する米国法人A社は、当初取得した際に届出書を提出している場合には、株式を譲渡してから 30 日以内に「株式又は持分の取得等に関する報告書」(直投命令別紙様式 19) を提出する必要があります(Q 1 5. 参照)。

一方、上場株式を譲受ける米国法人B社は、特別の関係にある者(Q 3. 参照)との合計出資比率が 10%以上となる場合には、株式取得に関する報告、もしくは届出が必要となります。<注>

<注> 外国投資家による他の外国投資家からの非上場株式の取得は、対内直接投資に該当しませんが、「上場株式の取得」の場合は該当します(Q 1. 参照)。

Q 2 5. 新株予約権の行使による株式取得または株式への一任運用

○外国投資家が所有する本邦企業発行の新株予約権付社債、または新株予約権証券により、新株予約権を行使して株式を取得または株式への一任運用をする場合、報告(届出)は必要ですか？

○ 報告(届出)は必要です。

Q 2 6. 発行会社の株式配当

○外国投資家が資本参加している発行会社が、株式配当を行うことになりました。外為法上、どのような手続が必要ですか？

○ 外国投資家による株式分割により発行される新株の取得にあたるため、直投令 3 条 1 項 5 号により、報告(届出)不要です。

Q 27. 失権株の取扱い

○本邦法人A社の増資新株を取得しようと考えていますが、今回発行分には前回発行の失権株が含まれております。外為法上、どのような手続が必要ですか？

- 失権株を含めて、通常の株式取得の場合と同様に、株式の取得に関する報告書(届出書)を提出することとなります。新株の引受け人が払込期日(または払込期間)までに発行価額全額を払込まない場合には失権しますが、新株発行手続の簡素化を図るため、新株発行決議の全部について払込みがなくとも払込みがあった分だけ有効に発行できることになっております(払込みがなく失権した分は、未発行株式となって次回以降の発行分に上乘せされます)。

Q 28. 禁止期間中に取得できる上場会社の株式の範囲とその実行報告

○本邦上場会社の発行済株式総数の5%を所有する外国投資家が、今般、当該株式総数の15%まで当該上場会社の株式を取得する予定として事前届出を提出しました。外国投資家は、届出に係る禁止期間中に、当該上場会社の株式を、発行済株式総数の10%に満たない範囲、即ち、例えば9.9%まで取得することは可能でしょうか？またこの場合、事前届出後の実行報告は、提出する必要があるでしょうか？

- 届出に係る禁止期間中であっても、外国投資家の所有比率(当該取得者と特別の関係(Q3. 参照)にある外国投資家の所有株式を含みます。以下、本設間において同様です)が本邦上場会社の発行済株式総数の10%以上とならない場合においては、対内直投に該当しないため当該上場会社の株式を取得することは可能です。

ただし、禁止期間中に本邦上場会社の発行済株式総数の10%以上に当たる株式を取得した場合には、法令違反(法70条23号)となりますので、取得数量については十分にご注意ください。

- 外国投資家の所有比率が本邦上場会社の発行済株式総数の10%以上とならない場合における本邦上場会社の株式の取得の状況及び当該株式の取得をした後における当該株式の処分の状況については、事前届出後の実行報告(Q15. 参照)の対象外として取扱ってください。

なお、実行報告を行う上で、この対象外となる株式の取得及び処分の状況を除くことが非効率である場合には、これを含めて報告して差し支えありません。

Q 29. 過去の事前届出の有効期間中になされた新たな事前届出の禁止期間における

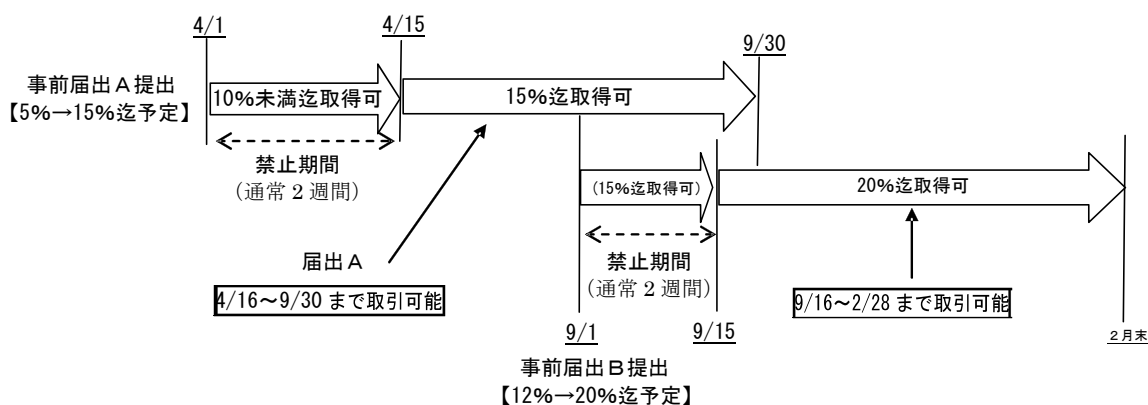
取扱い

○外国投資家は、4月1日に本邦上場会社の発行済株式総数の15%までの株式の取得を予定とした事前届出を提出しました。その後、当該外国投資家は、9月1日に当該上場会社の発行済株式総数の20%までの株式の取得を予定とした事前届出を提出したのですが（事前届出提出時、外国投資家は、当該上場会社の発行済株式総数の12%を所有）、当該事前届出の禁止期間における当該上場会社の株式の取得の取扱いはどのようなになるのでしょうか。

○ 最初の事前届出をA、次の事前届出をBとし、共に禁止期間を2週間と仮定します。

事前届出Aにおいては、禁止期間終了後その届出書に記載された「取得の時期」が終了するまでの間（本件事例の場合、9月30日までの間）、本邦上場会社の発行済株式総数の15%まで株式を取得することが認められています。即ち、事前届出Bの禁止期間においても、本邦上場会社の発行済株式総数の15%まで株式を取得することが可能です。

なお、外為法27条2項では、禁止期間中に「当該届出に係る対内直接投資等を行ってはならない」と規定されており、当該株式の取得が同項違反ではないことを明らかにするために、事前届出Bの届出書には、参考として例えば、「同一発行会社に係る事前届出A（平成〇年4月1日受理、JD第〇号、取得後の出資比率は15%までを予定）に基づく株式の取得については、当該届出Aにおいて予定していた9月30日まで行う予定。」と記載してください。



Q30. 投資顧問業者に投資を一任している場合の事前届出又は事後報告

○当方は外国投資家であり、顧客との投資一任契約に基づき投資を行う投資顧問業者です。今般、この投資一任契約に基づき、本邦上場会社の株式を10%以上運用する予定ですが、対内直接投資の事前届出又は事後報告は誰が行えばよいので

しょうか。なお、顧客の出資比率は「特別の関係にある者」と合わせて 10%未満です。

- 外為法上、外国投資家である投資顧問業者が顧客との投資一任契約に基づき本邦上場会社の株式へ 10%以上<注1>「一任運用」する場合は、対内直接投資等に該当し（直投令 2 条 9 項 3 号）<注2>、投資顧問業者に対して事前届出（法 27 条 1 項）又は事後報告（法 55 条の 5 1 項）の提出が求められます。

<注1> 当該投資顧問業者を直投令 2 条 4 項の「株式取得者」とした場合に、同項各号に掲げるものに該当することとなる外国投資家（<注2>に該当する者に限る）がする株式への一任運用の対象とされる当該上場会社等の株式の数を含みます（直投令 2 条 9 号 3 号ロ）。

<注2> ただし、当該投資顧問業者が株式に投資するために必要な権限および会社の株主としての議決権その他の権利を行使する権限に関しても顧客から委任を受けており、当該顧客が当該権利を行使できない場合に限り（直投令 2 条 9 項 3 号イ）。

この場合の「株式への一任運用」とは、「投資一任契約その他の契約に基づき、他の者から委任を受けて株式に運用すること（その指図をすることを含む）」というを意味しています（直投令 2 条 10 項）。

なお、対内直接投資に該当する一任運用であるかについては、個々の投資顧問契約に応じて適切に判断し、その結果に基づいて、対内直接投資等の事前届出又は事後報告の手続を行ってください。

また、顧客の出資比率が「特別の関係にある者」と合わせて 10%以上となる場合は、投資顧問業者だけでなく、当該顧客においても「株式の取得」に係る手続きが必要となりますので、ご注意ください。

Q 3 1. 投資顧問業者の顧客同士の関係

○投資顧問業者に投資を一任している顧客同士は、直投令 2 条 4 項 15 号に掲げる者（外為法上の「特別の関係にあるもの」）に該当しますか。

- 直投令 2 条 4 項 15 号では、外国投資家である顧客が当該上場会社等の株式に投資するために必要な権限および当該上場会社等の株主としての議決権その他の権利を行使する権限を投資顧問業者に委任し、当該委任により当該顧客が当該権限

を行使できない場合においては、当該顧客同士を特別の関係から除いています。

Q 3 2. 特定の外国法人等の支配が及ばない居住者外国投資家の手続

○当社は居住者外国投資家に該当する上場会社です。上場会社であるため、日々、リアルタイムでの株主名簿の内訳は把握できない訳ですが、直近（YY年M月末現在）で把握している株主名簿に基づいた場合、特定の外国法人等で当社株式を10%以上保有（特別の関係にある者<Q 3. 参照>との合計ベース）している先はありません。その場合、当社は、直投令 3 条 1 項 6 号で手続が免除されている「特定上場会社等」に該当し、対内直接投資の手続は不要との認識で宜しいでしょうか？

○ ご認識の通りで問題ございません。

Q 3 3. 対内直接投資の金銭の貸付け

○昨年、本邦法人A社は、一般法人である米国のB社から、1億円相当米ドルを期間4年の条件で借入れています。そして今般、A社はB社から2億円相当米ドルを期間5年の条件で新たに借入れることになりました。現在のA社の負債総額は、昨年B社から借入れた1億円相当米ドルを含めて、8億円相当米ドルです。この場合、対内直接投資の貸付の報告（届出）は必要ですか？

○ 対内直接投資の手続は不要です。

対内直接投資の金銭の貸付けとなるのは、本邦の法人が、金融機関を除く外国法人等または非居住者個人（以下、本設問において「外国投資家」といいます）から借入れる場合であって、当該借入後における当該外国投資家からの借入残高が、当該本邦法人の負債総額の50%相当額を超えるときです（対内直接投資の金銭の貸付けに係る要件の詳細はQ 1. (6)参照）。本設問において、当該借入後におけるA社の負債総額におけるB社からの借入残高の割合は、次のとおり計算されま

①当該借入後におけるA社の負債総額：8億円+2億円=10億円

②当該借入後におけるB社からの借入残高：1億円+2億円=3億円

②/①=3億円÷10億円=30%

従って、今般のB社からの借入れは、同割合が50%以下であることから「資本取引の金銭の借入れ」<注>となります。もっとも、資本取引のうち、許可の対象

となる取引（詳細は「外為法 Q&A 資本取引編」を参照）以外は、手続不要です（報告省令 5 条 2 項 1 号）。

<注> 銀行、信託業者、保険業者、金融商品取引業者、世銀、米輸銀または金銭貸付業者が業として行う貸付は、金額・期間にかかわらず、全て資本取引となり、許可の対象となる取引以外は、手続不要です（法 26 条 2 項 6 号、直投令 2 条 8 項、報告省令 5 条 2 項 1 号）。

Q 3 4. 貸付期間の延長と期限が経過した貸付金の回収

○ 実行済の対内直接投資の貸付について期限が到来しましたが、貸付先である本邦子会社の資金繰りの都合により、返済を受けないままとなっていました。今般、ようやく元本の返済を受けることになりましたが、どのような手続が必要ですか？

○ 対内直接投資には、法令上、変更の手続はありません。当初の貸付が事後報告であった場合は手続不要です。また、届出案件であった場合は、回収後に提出する「金銭の貸付け又は社債の取得等に関する報告書」（直投命令別紙様式 20）の「その他の事項」欄に、回収が遅延した旨を付記してください。

Q 3 5. 貸付金債権の他の外国投資家への譲渡

○ 対内直接投資に係る貸付を実行している米国法人 A 社が、他の米国法人 B 社にその債権を譲渡することになりました。外為法上、どのような手続が必要ですか？

○ 貸付債権の態様（残存期間・貸付残高等）によって手続が異なります。対内直接投資の金銭の貸付けの要件に該当する場合（Q 1. (6) 参照）、譲受人 B は対内直接投資の金銭の貸付けの新規報告または届出を要します。対内直接投資に該当しない場合は、「資本取引の借入れ」となり<注>、許可の対象となる取引以外は、手続不要です（報告省令 5 条 2 項 1 号）。なお、いずれの場合でも報告書（届出書）には、「その他の事項」欄に外国投資家間の債権譲渡に伴う報告（届出）であり、貸付金の支払は起こらない旨、付記してください。

<注> 銀行、信託業者、保険業者、金融商品取引業者、世銀、米輸銀または金銭貸付業者が業として行う貸付は、残存期間・貸付残高にかかわらず、全て資本取引となり、許可の対象となる取引以外は、手続不要です（法 26 条 2 項 6 号、直投令 2 条 8 項、報告省令 5 条 2 項 1 号）。

Q 3 6 . リボルビング方式の貸付

○米国親会社が、在日 100%子会社に対して、総枠 30 億円相当額のリボルビング方式（あらかじめ貸付限度額を定めておき、借入人は限度額まで自由に繰返し借入れができる方式）による期間 5 年の貸付を実行することになりました。どのような手続が必要ですか？

- 借入人が総枠 30 億円の範囲内で、いつでも自由に借入・返済ができるとなりますと、借入金額、期間によって対内直接投資の貸付と資本取引の借入れの区別ができません。このため、総枠のみで返済期間の定まっていない借入契約は、借入枠の基本合意として捉え、個々の借入実行の時点で個々の契約を結ぶ方法により所定の手続をしていただくこととなります。同手続きが対内直接投資の金銭の貸付けに該当するかは、Q 1 . (6)を参照してください。対内直接投資に該当しない場合は「資本取引の借入れ」となり、許可の対象となる取引以外は、手続不要です（報告省令 5 条 2 項 1 号）。

Q 3 7 . 貸付債権の放棄

○外国投資家が対内直接投資に係る貸付金を放棄します。外為法上、どのような手続が必要ですか？

- 外為法上、外国投資家は手続不要です。

Q 3 8 . 外国保険会社による在日支店の設置

○外国保険会社が在日支店を設置する場合、届出は必要ですか？

- 届出は不要です。

なお、外国投資家による在日支店等の設置のうち、届出が不要となっているのは、支店等の事業内容が以下のものです（直投令 2 条 6 項）。

- (1) 銀行業
- (2) 外国保険会社等の事業
- (3) 一般ガス導管事業
- (4) 一般送配電事業および送電事業
- (5) 第一種金融商品取引業
- (6) 投資運用業
- (7) 外国信託会社の事業

(8) 資金移動業

Q 39. 外国会社が日本に営業所を設置しない場合

○日本において取引を継続してしようとする外国会社が、日本における代表者を登記し営業所を設置しない場合、支店等設置届出は必要ですか？

○ 届出は不要です。

Q 40. 会社の事業目的の変更に関する同意

○米国法人により総議決権の3分の1以上を保有されている在日子会社(株式会社)が定款上の事業目的(事後報告業種)に新規事業(事後報告業種)を追加する場合、届出は必要ですか？

○ 届出は不要です(直投命令3条3項3号)。

ちなみに、在日子会社の定款上の事業目的が「事前届出業種」であって、新たに「事後報告業種」を追加する場合も、届出は不要となります。また、在日子会社の定款上の事業目的が「事前届出業種」あるいは「事後報告業種」であって、新たに「事前届出業種」を追加する場合は、「会社の事業目的の変更の同意に関する届出書」(直投命令別紙様式3)を提出する必要があります。

Q 41. 他社の事業を事業譲渡により取得する場合

○外国投資家(国籍および所在国(地域を含む)は掲載国又は日本の場合とします)が、本邦内で営まれている他社の事業(事業部門、支社、事業所、工場、支店等)を譲り受け、その事業を引き続き本邦内で営む場合、どのような手続が必要ですか？

○ 営業を続ける事業体の形態や、譲り受ける事業の内容により、手続が異なります。

(1) 居住者外国投資家が譲り受ける事業を自ら営む場合

従来は営んでいなかった事前届出業種を新たに営むこととなる場合には、当該居住者外国投資家への出資者である外国投資家(株式会社の場合には議決権の3分の1以上を保有している場合に限ります。)は、事業を譲り受けようとする前に、「会社の事業目的の変更の同意に関する届出書」(直投命令別紙様式3)を提出する必要があります。

(2) 本邦に会社を設置することによって譲り受ける事業の営業を続けようとする場合(対

内直接投資に該当する場合に限りです。)

譲り受けようとする外国投資家は、譲り受ける事業が事前届出業種に該当するか否かに応じ、「株式・持分の取得等に関する届出書」(直投命令別紙様式 1) または「株式・持分の取得等に関する報告書」(直投命令別紙様式 11) を提出する必要があります。

(3) 新たに本邦に会社を設立するのではなく、既存の本邦子会社等が譲り受ける事業を追加する形で営業を続けようとする場合

従来は営んでいなかった事前届出業種を新たに営むこととなる場合には、譲り受けようとする外国投資家(事業の追加先が株式会社の場合にはその会社の議決権の3分の1以上を保有している場合に限りです。)は、「会社の事業目的の変更の同意に関する届出書」(直投命令別紙様式 3) を提出する必要があります。

また、事業譲受により本邦子会社の増資新株(または持分)を取得する場合には、当該外国投資家(親会社)は、「株式・持分の取得等に関する届出書」(直投命令別紙様式 1) または「株式・持分の取得等に関する報告書」(直投命令別紙様式 11) を提出する必要があります。

(4) 新たに支店等を設置して営業を続けようとする場合

譲り受ける事業が事前届出業種に該当する場合には、譲り受けようとする外国投資家(居住者外国投資家を除く)は「支店等の設置に関する届出書」(直投命令別紙様式 4) を提出する必要があります。

(5) 新たに支店等を設置するのではなく、既存の支店等が譲り受ける事業を追加する形で営業を続けようとする場合

従来は営んでいなかった事前届出業種を新たに営むこととなる場合等には、譲り受けようとする外国投資家(居住者外国投資家を除く)は、「支店等の種類・事業目的の変更に関する届出書」(直投命令別紙様式 5) を提出する必要があります。

Q 4 2. 外国投資家(国籍および所在国(地域を含む)は掲載国の場合とします)が本邦内で営む子会社を企業再編等により本邦支店の形態に変更する場合

○外国投資家(国籍および所在国(地域を含む)は掲載国の場合とします)の本邦子会社が、海外にある本店や別の子会社との企業再編により本邦での法人格を消滅させたうえで、これを本邦支店等の形態とし、引き続き事業を営む場合、どのような手続が必要ですか？

- 外国投資家（国籍および所在国（地域を含む）は掲載国の場合とします）が、本邦子会社を、海外にある本社や別の子会社との企業再編等により、当該本邦子会社を本邦支店等とし、当該本邦子会社が営んでいた事業を、引き続き当該本邦支店等において継続しようとする場合、当該事業が事前届出業種に該当するときは、「支店等の設置に関する届出書」（直投命令別紙様式 4）を提出する必要があります。

なお、企業再編の後、本邦子会社の主たる事業を海外に移転し、当該本邦子会社を本邦支店等とし、当該本邦子会社の残りの事業を引き続き当該本邦支店等で継続しようとする場合も、当該事業が事前届出業種に該当する場合は、同様の手続が必要です。

- また、本邦法人の消滅（閉鎖）につきましては、外国投資家（親会社）が閉鎖会社の株式等を保有する際に「株式・持分の取得等に関する届出書」（直投命令別紙様式 1）を提出していた場合、「株式又は持分の取得等に関する報告書」（直投命令別紙様式 19）にて株式等の処分に係る報告をする必要があります。

- なお、事業の海外移転に伴い、外為法第 48 条に基づく輸出規制の対象となる貨物の輸出（製品だけでなく、現に事業に用いている設備・物品の海外移転も含まれます）や、外為法第 25 条に基づく役務取引規制の対象となる技術の移転がある場合は、経済産業省への許可申請が必要となりますので、ご注意ください。

（注）上記許可申請手続に関する詳細は、経済産業省ウェブサイトの「安全保障貿易管理」ページ（<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>）をご参照下さい。ご不明な点は、経済産業省へ直接お問い合わせください。

また、事業資産の海外への移転が、外為法第 23 条第 2 項の対外直接投資の要件に該当する場合には、その事前届出や報告が必要となるケースもありますので、ご注意ください。

Q 4 3. 事前届出事業を実際には行っていない本邦法人への出資

- 米国法人 A 社は、本邦法人 B 社の増資新株を取得することになりました。B 社の定款上の事業目的には、事前届出業種である発電業が含まれておりますが、現在行っておらず、行う予定もありません（B 社は連結子会社等を有しない前提）。この時、事前届出もしくは事後報告のどちらの手続きを行う必要がありますか？

- 事後報告の手続きを行ってください。

定款上の事業目的に事前届出業種が記載されているが、実際には行っておらず、行う予定もない場合、事前届出を提出する必要はありません。事後報告の提出が必要となります（出資比率10%未満等の報告免除に該当する場合は除く）。事後報告を行う時は、「株式・持分の取得等に関する報告書」（直投命令別紙様式11）の「7.その他の事項」欄に、「発行会社は事前届出業種を行っておらず、行う予定もありません。」と記載してください。

また、その後、事前届出業種を行うことになる場合には、（定款変更が行われなくても）事業開始の前に、「会社の事業目的の変更の同意に関する届出書」（直投命令別紙様式3）を提出する必要があります（発行会社が株式会社の場合には、議決権の1/3以上を保有している外国投資家の場合に限る）ので、ご注意ください。

また、上記取り扱いは、対内直投の貸付等他のケースも同様ですので、直投命令別紙様式12、16、17の「その他の事項」欄に同様の記載をするようお願いいたします。

(参考資料) 1. 各事業所管大臣の所管事業一覧

○ 対内直接投資および特定取得において各事業所管大臣の所管する事業はおよそ次のとおりです。なお、△印は経済産業大臣と共管になります。また、下記一覧によっても不明のときは、直接省庁にお尋ねください。

1. 内閣総理大臣所管事業	(備 考)
(1) 警察庁所管	
○自動車運転教習所	
○警備保障	
○風俗営業（事業内容により経済産業大臣、厚生労働大臣または農林水産大臣と共管）	
○質屋	
○中古品の売買	
(2) 金融庁所管	
○特定目的会社（SPC）	
○銀行、信託、証券、保険、貸金その他の金融業	・労働金庫、労働金庫連合会は厚生労働大臣と共管。
○投資コンサルタント（△）	・投資顧問業は内閣総理大臣（金融庁）専管。
○クレジットカード（キャッシング・サービスを含むものに限る）（△）	・キャッシング・サービスを含まない場合は経済産業大臣専管。
2. 財務大臣所管事業	
○貴金属（金属製品を除く）の売買（△）または輸出入（△）	・貴金属（アクセサリ）の加工は経済産業大臣所管。
○酒類、たばこまたは塩の製造、売買または輸出入（△）	
○通関業（△）	
3. 農林水産大臣所管事業	
○農林水産（畜産を含む）	
○農林水産物（畜産物を含む）の売買、輸出入（△）	
○次に掲げるものの製造（機器、加工真珠、木材チップまたはたる・おけ材は△）、売買（機器、加工真珠または木材チップは△）、または輸出入（△）、リース	
・食料品、飲料（酒類は含まない）（飲食店は厚生労働大臣と共管、風俗営業は内閣総理大臣とも共管）	
・食用アミノ酸	・グルタミン酸ソーダ
・イーストまたは酵母剤	
・動植物油脂	・飼料
・氷	・肥料（△）

- ・農薬（厚生労働大臣と共管）
 - ・動・植物用医薬品 ・動植物用医療機器
 - ・農業用機械（△） ・農業用トラクター
 - ・農器具（△） ・温室
 - ・園芸用品 ・生糸
 - ・麻のねん糸 ・木材
 - ・木製品（木材チップ、たる・おけ材を含み、塗装した単板・合板を含まない）
 - ・真珠（養殖・加工剤を含む。）
 - ・装身具（真珠を含む場合に限る。）（△）
 - ・栄養食品（厚生労働大臣と共管）
 - ・健康食品（厚生労働大臣と共管）
 - ・なめし前の皮（△）
 - ・精洗前の羽毛（△）
 - ・食品添加物（厚生労働大臣と共管）
 - ・食肉加工製品（厚生労働大臣と共管）
 - 農林園芸用施設の資材の製造販売
 - 木材薬品処理業（△）
 - 造園業
 - 土地改良事業（国土交通大臣と共管）
 - 給食販売取次ぎ（厚生労働大臣は不要）
 - 動物血清・血液の輸出入、精製、加工（厚生労働大臣、経済産業大臣と共管）
4. 厚生労働大臣所管事業
- 次に掲げるものの製造、売買、リース、輸出入（△）
 - ・医薬品（動、植物用を除く）
 - ・医薬品の原材料、薬草（栽培等は農林水産大臣と共管）
 - ・医薬部外品（化粧品として使用されるものは製造、売買とも△）
 - ・化粧品（製造、売買とも△）
 - ・化粧用・薬用石けん（製造・売買とも△）
 - ・毒物・劇物（農業用は農林水産大臣と共管）
 - ・食品添加物（農林水産大臣と共管）
 - ・食肉加工製品（農林水産大臣と共管）
 - ・栄養食品（農林水産大臣と共管）
 - ・健康食品（農林水産大臣と共管）
 - ・医療・衛生用ゴム製品（製造についても△）
 - ・医療用機器（動物用を除く。製造、売買、リースとも△）

- ・塗装した単板・合板は経済産業大臣専管。
- ・装身具（真珠を含まない場合）は経済産業大臣専管。
- ・なめし皮は経済産業大臣専管。
- ・精洗後の羽毛は経済産業大臣専管。
- ・羽毛の製造は「農林水産業」には含まれませんが、農林水産大臣所管となります。

- ・化粧用・薬用以外の石けんは経済産業大臣所管。
- ・ウーロン茶など健康茶も含まれます。

- ・眼鏡、コンタクトレンズ
- ・健康維持用品（△）
- 飲食店（農林水産大臣と共管、風俗営業は内閣総理大臣とも共管）
- 旅館、ホテル（国際観光旅館、ホテルは国土交通大臣と共管）
- 洗濯
- 理容
- 美容
- 公衆、特殊浴場
- 映画館（△）
- 劇場
- 興行場
- 臨床検査
- 社会保険、社会福祉事業（更正保護事業を含まない）
- 情報・調査その他保健、医療、衛生に関する事業
- 労働金庫、労働金庫連合会（内閣総理大臣〈金融庁〉と共管）
- 私営職業紹介所
- 人材、要員の派遣*または斡旋（講師の派遣を含む）

- * 派遣先の指導系統に入って働くもの、派遣先の戦力となって働くもの以外は厚生労働大臣不要。
- ・ 要員の研修は厚生労働大臣不要。
- ・ 要員の派遣は陸上のみ厚生労働大臣。海上（船員）、空（乗務員）については国土交通大臣専管。

5. 国土交通大臣所管事業

- 運送
- 梱包（△）
- 鉄道
- 索道
- 港湾運送関連事業
- 運送代理店
- 運送の取次
- 船舶仲立（貸渡・売買・運航委託の斡旋）
- しゅんせつ
- 廃油処理*
- サルベージ
- 海事業務（検数・検量・鑑定等）
- 急使サービス*

- ・ 自己の貨物の運搬のみ（白ナンバー）であっても、定款に運搬を掲げていれば国土交通大臣所管となります。
- ・ 外国における運搬業は国土交通大臣不要。

- * 船舶廃油、海上廃油のみ。スラッジ廃油の処理（加工）、それから得られるものの販売には重油も含まれます。
- * 急使サービスとは信書を除く書類、書籍、

○船舶*、船用機器の製造（船舶専用でないものは△）、売買（△）、輸出入（△）またはリース	有価証券の集荷、配達のことです。 * 船舶にはヨット、ボートも含まれます。
○鉄道車両、同部品、レールその他の陸運機器（コンテナを含み、自動車または原動機付自転車を除く）の製造、売買（△）またはリース	・ 運搬用機器は国土交通大臣不要。
○自動車の小売（△）、リース（△）	・ 自動車用部品の製造、売買等は経済産業大臣専管。
○自動車の整備	・ 海上航路標識の製造、売買等は経済産業大臣専管。
○自動車ターミナル	・ 自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険の代理業は内閣総理大臣（金融庁）専管。
○航空機の小売（△）、リース（△）	
○航空機の整備	
○旅行	
○観光事業	
○国際観光旅館、ホテル（厚生労働大臣と共管）	
○倉庫	
○保管*	* 食品保管業は経済産業大臣、農林水産大臣と共管。
○駐車場	・ 原油・石油の貯蔵は経済産業大臣専管。
○自動車の競走場	
○遊園地	
○気象観測・予報等	
○建設業（土木工事、建築工事、電気工事（△）、通信工事（総務大臣と共管）、管工事、鉄骨工事、塗装工事、舗装工事、しゅんせつ工事、機械器具設置工事、造園工事*）	・ 壁、床、看板の企画、施工は国土交通大臣所管。 * 整地だけでなく植林をすれば造園業として農林水産大臣と共管となります。
○室内装飾業	
○土地改良事業（農林水産大臣と共管）	
○建設、不動産コンサルタント*	* 建材の施工に関する指導を含みます。
○建設設計	
○測量	
○自動車道事業	
○不動産の開発、売買または賃貸*、管理	* 石油貯蔵施設の賃貸は経済産業大臣専管。
6. 総務大臣所管事業	
○信書送達業*	* 郵便法第5条に定める信書の引受、収集区分及び配達を業として行うことです。
○放送業	
○電気通信に関する事業（電信電話回線を利用する事業を含む）	
○通信工事（国土交通大臣と共管）	
○宝くじの販売	

7. 文部科学大臣所管事業

- 出版業（△）
- 著作権に関する事業
- 出版物の製造、製作
- 学校、英会話教室、料理教室等*（教材販売を行うものは経済産業大臣と共管）
- 宗教団体、宗教団体事務所
- 学術・文化団体
- スポーツ振興投票券（スポーツくじ）の販売
- 廃棄物処理業（事業内容により経済産業大臣、環境大臣と共管）

・印刷物の企画、製作は出版に該当せず、文部科学大臣は不要です。

* 文化センター、カルチャーセンター等広く個人を対象とする教育を行うのは文部科学大臣所管。

・企業内教育の研究、開発、企画、実施、企業内セミナー、社員研修講座の企画、実施は文部科学大臣は不要です。

8. 経済産業大臣所管事業

- 輸出入、売買、リースその他貨物の流通、生産、エネルギーの生産、流通、役務、工業所有権等に関する事業で、他の大臣の専管または他の大臣間の共管の事業以外の事業。

このうち経済産業大臣と他の大臣との共管として他の大臣の所管事業の項に掲げたもの以外のもので、参考となるものを挙げれば次のとおり。

・原油、石油の販売、輸出入業は石油業に該当しますが、販売、輸出入の取次ぎ、仲介は石油業に含まれません。

・原油、石油の貯蔵、同貯蔵施設の貸与は経済産業大臣専管。

・油脂は石油に含まれません。

・加工は製造に含まれます。

- ・航空機（製造、卸売、輸出入）
- ・自動車（製造、卸売、輸出入）
- ・武器（製造、売買、輸出入）
- ・塗装した単板、合板（製造、売買、輸出入）
- ・フィルム（製造、売買、輸出入）
- ・貴金属（アクセサリー）の加工
- ・新聞業
- ・印刷業
- ・クレジットカード業*
- ・娯楽場、遊戯場（風俗営業は内閣総理大臣と共管、飲食店併設のものは厚生労働大臣、農林水産大臣とも共管）

* キャッシング・サービスが含まれる場合は内閣総理大臣（金融庁）と共管。

- ・運動場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニスクラブ、アスレチック・クラブ、プール、ボーリング場または競輪場（飲食店併設のものは厚生労働大臣、農林水産大臣と共管）

・競技場の運営は厚生労働大臣不要。

- ・健康開発事業*
- ・スポーツ・プロモーション

* 健康開発に必要な施設の経営は厚生労働大臣不要。

- ・興信所
- ・広告、宣伝
- ・経営コンサルタント業
- ・コンピューター要員の研修（経済産業大臣専管）
- ・集金代行

9. 環境大臣所管事業

- 廃棄物処理業（事業内容により経済産業大臣、文部科学大臣と共管）
- ペット・ペット用品小売業（△）*

・各種事業を営む支店、子会社の統括業務は経済産業大臣のみ。

* ペット小売業は環境大臣・経済産業大臣の共管。ペット用品小売業は経済産業大臣の専管。

(参考資料) 2. 掲 載 国 一 覧

○ 対内直接投資について、「対内直投命令別表第1」に掲載されている国・地域（「掲載国」）は以下の通りです。外国投資家の「国籍」または「所在国（地域を含む）」が「掲載国および日本」以外の国・地域の場合には、事前（取引または行為を行う日前6か月以内）届出の対象となります。

1	アイスランド	29	カタール	58	シリア	88	ドミニカ
2	アイルランド	30	カナダ	59	シンガポール	89	ドミニカ共和国
3	アメリカ合衆国	31	ガボン	60	ジンバブエ	90	トリニダード・トバゴ
4	アラブ首長国連邦	32	カメルーン	61	スイス	91	トルコ
5	アルジェリア	33	ガンビア	62	スウェーデン	91の2	トンガ
6	アルゼンチン	34	カンボジア	63	スーダン	92	ナイジェリア
7	アルバニア	35	ギニア	64	スペイン	93	ナウル
7の2	アルメニア	36	ギニアビサウ	65	スリナム	94	ナミビア
8	アンゴラ	37	キプロス	66	スリランカ	95	ニカラグア
9	アンティグア・バーブーダ	38	キューバ	67	スロバキア	96	ニジェール
10	イスラエル	39	ギリシア	68	スロベニア	97	ニュージーランド
11	イタリア	40	キルギス	69	スワジランド	98	ネパール
12	イラン	41	グアテマラ	70	セネガル	99	ノルウェー
13	インド	42	クウェート	71	セントクリストファー・ネーグイス	100	バーレーン
14	インドネシア	43	(削除)	72	セントビンセント	101	ハイチ
15	ウガンダ	44	グレナダ	73	セントルシア	102	パキスタン
15の2	ウクライナ	45	クロアチア	74	ソロモン	103	パナマ
16	ウルグアイ	46	ケニア	75	タイ	104	バヌアツ
17	英国	47	コートジボワール	76	大韓民国	105	バハマ
18	エクアドル	48	コスタリカ	77	台湾	106	バプアニューギニア
19	エジプト	49	コロンビア	78	タンザニア	107	パラグアイ
20	エストニア	50	コンゴ共和国	79	チェコ	108	バルバドス
21	エチオピア	51	コンゴ民主共和国	80	チャド	109	ハンガリー
22	エルサルバドル	52	サウジアラビア	81	中央アフリカ	110	バングラデシュ
23	オーストラリア	53	サモア	82	中華人民共和国	111	フィジー
24	オーストリア	54	ザンビア	83	チュニジア	112	フィリピン
25	オマーン	55	シエラレオネ	84	チリ	113	フィンランド
26	オランダ	56	ジブチ	85	デンマーク	114	ブータン
27	ガーナ	57	ジャマイカ	86	ドイツ	115	ブラジル
28	ガイアナ	57の2	ジョージア	87	トーゴ	116	フランス

117	ブルガリア	141	ミクロネシア
118	ブルキナファソ	142	南アフリカ共和国
119	ブルネイ	143	ミャンマー
120	ブルンジ	144	メキシコ
121	ベトナム	145	モーリシャス
122	ベナン	146	モーリタニア
123	ベネズエラ	147	モザンビーク
124	ベリーズ	148	モナコ
125	ペルー	149	モルディブ
126	ベルギー	150	モルドバ
127	ポーランド	151	モロッコ
128	ボツワナ	152	モンゴル
129	ボリビア	153	ヨルダン
130	ポルトガル	154	ラオス
131	香港	155	ラトビア
132	ホンジュラス	156	リトアニア
133	マーシャル	157	リヒテンシュタイン
134	マカオ	158	ルーマニア
135	マケドニア旧ユーゴスラ ビア共和国	159	ルクセンブルク
136	マダガスカル	160	ルワンダ
137	マラウイ	161	レソト
138	マリ	162	レバノン
139	マルタ	163	ロシア
140	マレーシア		

(参考資料) 3. 業種一覧

目 次

解説	02
①業種を定める告示別表第一	03
別表第二	05
別表第三	11
②安保理の事前承認により許可することが可能となる イランによる投資業種を定める告示別表	75
③特定取得に係る業種を定める告示別表	76

解説

(1) 対内直接投資に係るもの

①事前届出の対象となるのは、以下の二つの場合です。ひとつは、「別表第一および別表第二に掲載されている業種に該当する業種」または「別表第一、第二、第三のいずれにも掲載されていない業種（投資の対象になじまない業種として告示に示していない極わずかの業種。例：公共機関等）を営む本邦企業等に対する投資の場合です。もうひとつは、イランの届出に係る対内直投を定める告示に規定する、安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投資業種を営む本邦企業に対する投資です。

②事後報告の対象となるのは、事後報告業種、すなわち業種を定める告示別表第三に掲載されている業種（別表第一に掲載されている業種を除く）に該当する業種を営む本邦企業に対する投資であって、イランの届出に係る対内直投を定める告示に規定する事項に当たらない場合です。

いずれも、表記上、日本標準産業分類における業種を引用することで業種の範囲を明確化しています。

(2) 特定取得に係るもの

事前届出の対象となるのは、「特定取得に関する業種を定める告示別表に該当する業種」を営む本邦企業等に対する投資の場合です。特定取得の事前届出業種は、対内直接投資の事前届出業種と別に定められています。

上記（1）、（2）の事前届出業種に該当するかどうか等、ご不明の点は、直接省庁にお尋ねください（照会先については、後掲の「(参考資料) 4.」をご参照ください）。

業種を定める告示別表第一

一 次に掲げる物の大分類E—製造業

イ 武器又は武器の使用を支援するための活動（輸送、通信、補給、救援又は捜索を含む。）若しくは武力攻撃に対する防御のために特に設計した物

ロ 航空機

ハ 人工衛星（地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛しょう体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。）、ロケット若しくはこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置又は推進薬若しくはその原料

ニ 原子炉、原子力用タービン、原子力用発電機又は核原料物質若しくは核燃料物質

ホ イからニまでに掲げる物の附属品、イからニまでに掲げる物若しくはその附属品の部分品、これらの製作に使用するために特に設計した素材又はこれらの製造用の装置、工具、測定装置、検査装置若しくは試験装置

二 前号イからホまでに掲げる物の小分類901—機械修理業（電気機械器具を除く）及び小分類902—電気機械器具修理業

三 第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類391—ソフトウェア業

四 細分類0519—その他の金属鉱業（核原料物質に係るものに限る。）

五 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一から一五までの項の中欄に掲げる貨物の大分類E—製造業

六 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計及び製造に係る技術（公知の技術であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。）を保有する次のイからへまでに掲げる業種

イ 大分類E—製造業

ロ 小分類391—ソフトウェア業

ハ 小分類711—自然科学研究所

- ニ 小分類743—機械設計業
- ホ 小分類744—商品・非破壊検査業
- へ 小分類749—その他の技術サービス業

備考 この表は、統計法第二十八条に基づき、産業に関する分類を定める件（平成二十五年十月総務省告示第四百五号）の分類表に従っている。

(別表第二)

大分類	小分類	細 分 類		摘 要	
		番号	項 目 名		
農業、林業	耕種農業	0111	米作農業		
		0112	米作以外の穀作農業		
		0113	野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）		
		0114	果樹作農業		
		0115	花き作農業		
		0116	工芸農作物農業		
		0117	ばれいしょ・かんしょ作農業		
		0119	その他の耕種農業		
		畜産農業	0121		酪農業
			0122		肉用牛生産業
			0123		養豚業
			0124		養鶏業
			0125		畜産類似業
	0126		養蚕農業		
	農業サービス業（園芸サービス業を除く）	0129	その他の畜産農業		
		0131	穀作サービス業		
		0132	野菜作・果樹作サービス業		
		0133	穀作、野菜作・果樹作以外の耕種サービス業		
		0134	畜産サービス業（獣医業を除く）		
	園芸サービス業	0141	園芸サービス業		
	育林業	0211	育林業		
	素材生産業	0221	素材生産業		
	特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）	0231	製薪炭業		
		0239	その他の特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）		

大分類	小分類	細 分 類		摘 要		
		番号	項 目 名			
漁業	林業サービス業	0241	育林サービス業			
		0242	素材生産サービス業			
		0243	山林種苗生産サービス業			
		0249	その他の林業サービス業			
		その他の林業	0299		その他の林業	
	海面漁業	0311	底びき網漁業			
		0312	まき網漁業			
		0313	刺網漁業			
		0314	釣・はえ縄漁業			
		0315	定置網漁業			
		0316	地びき網・船びき網漁業			
		0317	採貝・採藻業			
		0318	捕鯨業			
		0319	その他の海面漁業			
			内水面漁業		0321	内水面漁業
		海面養殖業	0411		魚類養殖業	
			0412		貝類養殖業	
			0413		藻類養殖業	
	0414		真珠養殖業			
	0415		種苗養殖業			
0419	その他の海面養殖業					
	内水面養殖業	0421	内水面養殖業			
鉱業、採石業、砂利採取業	原油・天然ガス鉱業	0531	原油鉱業			
		0532	天然ガス鉱業			
製造業	和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業	1189	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業	ただし、皮革及び皮革製品に限る		

大分類	小分類	細 分 類		摘 要	
		番号	項 目 名		
電気・ガス・熱供給・水道業	医薬品製造業	1653	生物学的製剤製造業	ただし、にかわ・ゼラチン製造業に限る	
	その他の化学工業	1694	ゼラチン・接着剤製造業		
	石油精製業	1711	石油精製業		
	潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）	1721	潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）		
	舗装材料製造業	1741	舗装材料製造業		
	その他の石油製品・石炭製品製造業	1799	その他の石油製品・石炭製品製造業		ただし、石油製品製造業に限る
	ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業	1921	ゴム製履物・同附属品製造業		
		1922	プラスチック製履物・同附属品製造業		
	なめし革製造業	2011	なめし革製造業		
	工業用革製品製造業（手袋を除く）	2021	工業用革製品製造業（手袋を除く）		
	革製履物用材料・同附属品製造業	2031	革製履物用材料・同附属品製造業		
	革製履物製造業	2041	革製履物製造業		
	革製手袋製造業	2051	革製手袋製造業		
	かばん製造業	2061	かばん製造業		
	袋物製造業	2071	袋物製造業（ハンドバッグを除く）		
		2072	ハンドバッグ製造業		
	毛皮製造業	2081	毛皮製造業		
	その他のなめし革製品製造業	2099	その他のなめし革製品製造業		
	がん具・運動用具製造業	3253	運動用具製造業		ただし、皮革及び皮革製品に限る
	管理、補助的経済活動を行う事業所（33 電気業）	3300	主として管理事務を行う本社等		
		3309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
	電気業	3311	発電所		
		3312	変電所		
	3400	主として管理事務を行う本社等			

大分類	小分類	細 分 類		摘 要	
		番号	項 目 名		
情報通信業	ガス業	3409	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	<p>ただし、電気通信事業法第九条の登録を受けるべき電気通信事業に限る</p> <p>ただし、電気通信事業法第九条の登録を受けるべき電気通信事業に限る</p>	
		3411	ガス製造工場		
		3412	ガス供給所		
	熱供給業	3511	熱供給業		
		上水道業	3611		上水道業
	固定電気通信業		3711		地域電気通信業（有線放送電話業を除く）
		3712	長距離電気通信業		
		3719	その他の固定電気通信業		
		移動電気通信業	3721		移動電気通信業
			公共放送業（有線放送業を除く）		3811
		民間放送業（有線放送業を除く）			3821
	3822		ラジオ放送業（衛星放送業を除く）		
	3823		衛星放送業		
	有線放送業	3829	その他の民間放送業		
		3831	有線テレビジョン放送業		
		3832	有線ラジオ放送業		
	インターネット附随サービス業	4011	ポータルサイト・サーバ運営業		
		4012	アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ		
		4013	インターネット利用サポート業		
	運輸業、郵便業	鉄道業	4211		普通鉄道業
4212			軌道業		
4213			地下鉄道業		
4214			モノレール鉄道業（地下鉄道業を除く）		
4215			案内軌条式鉄道業（地下鉄道業を除く）		
4216			鋼索鉄道業		

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
		4217	索道業	
		4219	その他の鉄道業	
	一般乗合旅客自動車運送業	4311	一般乗合旅客自動車運送業	
	沿海海運業	4521	沿海旅客海運業	
		4522	沿海貨物海運業	
	内陸水運業	4531	港湾旅客海運業	
		4532	河川水運業	
		4533	湖沼水運業	
	船舶貸渡業	4542	内航船舶貸渡業	
	航空運送業	4611	航空運送業	
	航空機使用業（航空運送業を除く）	4621	航空機使用業（航空運送業を除く）	
	倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）	4711	倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）	ただし、石油 備蓄業に係る ものに限る
	冷蔵倉庫業	4721	冷蔵倉庫業	
	運輸施設提供業	4851	鉄道施設提供業	
卸売業、小売業	石油・鉱物卸売業	5331	石油卸売業	
	燃料小売業	6051	ガソリンスタンド	
		6052	燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）	ただし、石油 に係るものに限 る
金融業、保険業	中央銀行	6211	中央銀行	
	農林水産金融業	6324	農業協同組合	
		6325	漁業協同組合、水産加工業協同組合	
複合サービス事業	農林水産業協同組合（他に分類されないもの）	8711	農業協同組合（他に分類されないもの）	
		8712	漁業協同組合（他に分類されないもの）	
		8713	水産加工業協同組合（他に分類されないもの）	
		8714	森林組合（他に分類されないもの）	
サービス業（他に分類されないもの）	警備業	9231	警備業	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
	他に分類されない事業サービス業	9299	他に分類されないその他の事業サービス業	ただし、液化石油ガス(LPG)充てん業及び液化石油ガス(LPG)の貯蔵を行う事業に係るものに限る

備考 この表は、統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年10月総務省告示第405号）の分類表に従っている。

(別表第三)

大分類	小分類	細 分 類		摘 要	
		番号	項 目 名		
農業、林業	管理、補助的経済活動を行う事業所 (01 農業)	0100	主として管理事務を行う本社等		
		0109	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
	管理、補助的経済活動を行う事業所 (02 林業)	0200	主として管理事務を行う本社等		
		0209	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
	漁業	管理、補助的経済活動を行う事業所 (03 漁業)	0300		主として管理事務を行う本社等
			0309		その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
管理、補助的経済活動を行う事業所 (04 水産養殖業)		0400	主として管理事務を行う本社等		
		0409	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
鉱業、採石業、砂利採取業	管理、補助的経済活動を行う事業所 (05 鉱業、採石業、砂利採取業)	0500	主として管理事務を行う本社等		
		0509	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
	金属鉱業	0511	金・銀鉱業		
		0512	鉛・亜鉛鉱業		
		0513	鉄鉱業		
		0519	その他の金属鉱業		
	石炭・亜炭鉱業	0521	石炭鉱業 (石炭選別業を含む)		
		0522	亜炭鉱業		
	採石業、砂・砂利・玉石採取業	0541	花こう岩・同類似岩石採石業		
		0542	石英祖面岩・同類似岩石採石業		
		0543	安山岩・同類似岩石採石業		
		0544	大理石採石業		

大分類	小分類	細分類		摘 要	
		番号	項 目 名		
建設業	窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る）	0545	ぎょう灰岩採石業		
		0546	砂岩採石業		
		0547	粘板岩採石業		
		0548	砂・砂利・玉石採取業		
		0549	その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業		
		0551	耐火粘土鉱業		
		0552	ろう石鉱業		
		0553	ドロマイト鉱業		
		0554	長石鉱業		
		0555	けい石鉱業		
		0556	天然けい砂鉱業		
		0557	石灰石鉱業		
		0559	その他の窯業原料用鉱物鉱業		
		0591	酸性白土鉱業		
		0592	ベントナイト鉱業		
		0593	けいそう土鉱業		
		0594	滑石鉱業		
		0599	他に分類されない鉱業		
			その他の鉱業		
		管理、補助的経済活動を行う事業所（06 総合工事業）	0600	主として管理事務を行う本社等	
			0609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	一般土木建築工事業	0611	一般土木建築工事業		

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
	土木工事業（舗装工事業を除く）	0621	土木工事業（別掲を除く）	
		0622	造園工事業	
		0623	しゅんせつ工事業	
	舗装工事業	0631	舗装工事業	
	建築工事業（木造建築工事業を除く）	0641	建築工事業（木造建築工事業を除く）	
	木造建築工事業	0651	木造建築工事業	
	建築リフォーム工事業	0661	建築リフォーム工事業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（07 職別工事業）	0700	主として管理事務を行う本社等	
		0709	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	大工工事業	0711	大工工事業（型枠大工工事業を除く）	
		0712	型枠大工工事業	
	とび・土工・コンクリート工事業	0721	とび工事業	
		0722	土工・コンクリート工事業	
		0723	特殊コンクリート工事業	
	鉄骨・鉄筋工事業	0731	鉄骨工事業	
		0732	鉄筋工事業	
	石工・れんが・タイル・ブロック工事業	0741	石工工事業	
		0742	れんが工事業	
		0743	タイル工事業	
		0744	コンクリートブロック工事業	
	左官工事業	0751	左官工事業	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
	板金・金物工事業	0761	金属製屋根工事業	
		0762	板金工事業	
		0763	建築金物工事業	
	塗装工事業	0771	塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く）	
		0772	道路標示・区画線工事業	
	床・内装工事業	0781	床工事業	
		0782	内装工事業	
	その他の職別工事業	0791	ガラス工事業	
		0792	金属製建具工事業	
		0793	木製建具工事業	
		0794	屋根工事業（金属製屋根工事業を除く）	
		0795	防水工事業	
		0796	はつり・解体工事業	
		0799	他に分類されない職別工事業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（08 設備工事業）	0800	主として管理事務を行う本社等	
		0809	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	電気工事業	0811	一般電気工事業	
		0812	電気配線工事業	
	電気通信・信号装置工事業	0821	電気通信工事業（有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く）	
		0822	有線テレビジョン放送設備設置工事業	
		0823	信号装置工事業	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
製造業	管工事業（さく井工事業を除く）	0831	一般管工事業	
		0832	冷暖房設備工事業	
		0833	給排水・衛生設備工事業	
		0839	その他の管工事業	
	機械器具設置工事業	0841	機械器具設置工事業（昇降設備工事業を除く）	
		0842	昇降設備工事業	
		0891	築炉工事業	
	その他の設備工事業	0892	熱絶縁工事業	
		0893	道路標識設置工事業	
		0894	さく井工事業	
		0900	主として管理事務を行う本社等	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（09 食料品製造業）	0909	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
		畜産食料品製造業	0911	部分肉・冷凍肉製造業
	0912		肉加工品製造業	
	0913		処理牛乳・乳飲料製造業	
	0914		乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く）	
	0919		その他の畜産食料品製造業	
	水産食料品製造業		0921	水産缶詰・瓶詰製造業
		0922	海藻加工業	
		0923	水産練製品製造業	
		0924	塩干・塩蔵品製造業	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
		0925	冷凍水産物製造業	
		0926	冷凍水産食品製造業	
		0929	その他の水産食料品製造業	
	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	0931	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業 (野菜漬物を除く)	
		0932	野菜漬物製造業(缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く)	
	調味料製造業	0941	味そ製造業	
		0942	しょう油・食用アミノ酸製造業	
		0943	ソース製造業	
		0944	食酢製造業	
		0949	その他の調味料製造業	
	糖類製造業	0951	砂糖製造業(砂糖精製業を除く)	
		0952	砂糖精製業	
		0953	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	
	精穀・製粉業	0961	精米・精麦業	
		0962	小麦粉製造業	
		0969	その他の精穀・製粉業	
	パン・菓子製造業	0971	パン製造業	
		0972	生菓子製造業	
		0973	ビスケット類・干菓子製造業	
		0974	米菓製造業	
		0979	その他のパン・菓子製造業	

大分類	小分類	細分類		摘 要
		番号	項 目 名	
	動植物油脂製造業	0981	動植物油脂製造業（食用油脂加工業を除く）	
		0982	食用油脂加工業	
	その他の食料品製造業	0991	でんぷん製造業	
		0992	めん類製造業	
		0993	豆腐・油揚製造業	
		0994	あん類製造業	
		0995	冷凍調理食品製造業	
		0996	そう（惣）菜製造業	
		0997	すし・弁当・調理パン製造業	
		0998	レトルト食品製造業	
		0999	他に分類されない食料品製造業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（10 飲料・たばこ・飼料製造業）	1000	主として管理事務を行う本社等	
		1009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	清涼飲料製造業	1011	清涼飲料製造業	
	酒類製造業	1021	果実酒製造業	
		1022	ビール類製造業	
		1023	清酒製造業	
		1024	蒸留酒・混成酒製造業	
	茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）	1031	製茶業	
		1032	コーヒー製造業	
	製氷業	1041	製氷業	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
	たばこ製造業	1051	たばこ製造業（葉たばこ処理業を除く）	
		1052	葉たばこ処理業	
	飼料・有機質肥料製造業	1061	配合飼料製造業	
		1062	単体飼料製造業	
		1063	有機質肥料製造業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（11 繊維工業）	1100	主として管理事務を行う本社等	
		1109	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業	1111	製糸業	
		1112	化学繊維製造業	
		1113	炭素繊維製造業	
		1114	綿紡績業	
		1115	化学繊維紡績業	
		1116	毛紡績業	
		1117	ねん糸製造業（かさ高加工糸を除く）	
		1118	かさ高加工糸製造業	
		1119	その他の紡績業	
	織物業	1121	綿・スフ織物業	
		1122	絹・人絹織物業	
		1123	毛織物業	
		1124	麻織物業	
		1125	細幅織物業	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
		1129	その他の織物業	
	ニット生地製造業	1131	丸編ニット生地製造業	
		1132	たて編ニット生地製造業	
		1133	横編ニット生地製造業	
	染色整理業	1141	綿・スフ・麻織物機械染色業	
		1142	絹・人絹織物機械染色業	
		1143	毛織物機械染色整理業	
		1144	織物整理業	
		1145	織物手加工染色整理業	
		1146	綿状繊維・糸染色整理業	
		1147	ニット・レース染色整理業	
		1148	繊維雑品染色整理業	
	網・網・レース・繊維粗製品製造業	1151	網製造業	
		1152	漁網製造業	
		1153	網地製造業（漁網を除く）	
		1154	レース製造業	
		1155	組ひも製造業	
		1156	整毛業	
		1157	フェルト・不織布製造業	
		1158	上塗りした織物・防水した織物製造業	
		1159	その他の繊維粗製品製造業	

大分類	小分類	細 分 類			摘 要
		番号	項 目 名		
	外衣・シャツ製造業（和式を除く）	1161	織物製成人男子・少年服製造業（不織布製及びレース製を含む）		
		1162	織物製成人女子・少女服製造業（不織布製及びレース製を含む）		
		1163	織物製乳幼児服製造業（不織布製及びレース製を含む）		
		1164	織物製シャツ製造業（不織布製及びレース製を含み、下着を除く）		
		1165	織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・校服製造業（不織布製及びレース製を含む）		
		1166	ニット製外衣製造業（アウターシャツ類、セーター類などを除く）		
		1167	ニット製アウターシャツ類製造業		
		1168	セーター類製造業		
		1169	その他の外衣・シャツ製造業		
	下着類製造業	1171	織物製下着製造業		
		1172	ニット製下着製造業		
		1173	織物製・ニット製寝着類製造業		
		1174	補整着製造業		
	和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業	1181	和装製品製造業（足袋を含む）		
		1182	ネクタイ製造業		
		1183	スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業		
		1184	靴下製造業		
		1185	手袋製造業		
		1186	帽子製造業（帽体を含む）		
		1189	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業		ただし、皮革及び皮革製品を除く
	その他の繊維製品製造業	1191	寝具製造業		

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
		1192	毛布製造業	
		1193	じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業	
		1194	帆布製品製造業	
		1195	繊維製袋製造業	
		1196	刺しゅう業	
		1197	タオル製造業	
		1198	繊維製衛生材料製造業	
		1199	他に分類されない繊維製品製造業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（12 木材・木製品製造業）	1200	主として管理事務を行う本社等	
		1209	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	製材業、木製品製造業	1211	一般製材業	
		1212	単板（ベニヤ）製造業	
		1213	木材チップ製造業	
		1219	その他の特殊製材業	
	造作材・合板・建築用組立材料製造業	1221	造作材製造業（建具を除く）	
		1222	合板製造業	
		1223	集成材製造業	
		1224	建築用木製組立材料製造業	
		1225	パーティクルボード製造業	
		1226	繊維板製造業	
		1227	銘木製造業	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
		1228	床板製造業	
	木製容器製造業（竹、とうを含む）	1231	竹・とう・きりゅう等容器製造業	
		1232	木箱製造業	
		1233	たる・おけ製造業	
	その他の木製品製造業（竹、とうを含む）	1291	木材薬品処理業	
		1292	コルク加工基礎資材・コルク製品製造業	
		1299	他に分類されない木製品製造業(竹、とうを含む)	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（13 家具・装備品製造業）	1300	主として管理事務を行う本社等	
		1309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	家具製造業	1311	木製家具製造業（漆塗りを除く）	
		1312	金属製家具製造業	
		1313	マットレス・組スプリング製造業	
	宗教用具製造業	1321	宗教用具製造業	
	建具製造業	1331	建具製造業	
	その他の家具・装備品製造業	1391	事務所用・店舗用装備品製造業	
		1392	窓用・扉用日よけ、日本びょうぶ等製造業	
		1393	鏡縁・額縁製造業	
		1399	他に分類されない家具・装備品製造業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（14 パルプ・紙・紙加工品製造業）	1400	主として管理事務を行う本社等	
		1409	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	パルプ製造業	1411	パルプ製造業	

大分類	小分類	細分類		摘 要
		番号	項 目 名	
	紙製造業	1421	洋紙製造業	
		1422	板紙製造業	
		1423	機械すき和紙製造業	
		1424	手すき和紙製造業	
	加工紙製造業	1431	塗工紙製造業（印刷用紙を除く）	
		1432	段ボール製造業	
		1433	壁紙・ふすま紙製造業	
	紙製品製造業	1441	事務用・学用紙製品製造業	
		1442	日用紙製品製造業	
		1449	その他の紙製品製造業	
	紙製容器製造業	1451	重包装紙袋製造業	
		1452	角底紙袋製造業	
		1453	段ボール箱製造業	
		1454	紙器製造業	
	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	1499	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（15 印刷・同関連業）	1500	主として管理事務を行う本社等	
		1509	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	印刷業	1511	オフセット印刷業（紙に対するもの）	
		1512	オフセット印刷以外の印刷業（紙に対するもの）	
		1513	紙以外の印刷業	
	製版業	1521	製版業	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
	製本業、印刷物加工業	1531	製本業	
		1532	印刷物加工業	
	印刷関連サービス業	1591	印刷関連サービス業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（16 化学工業）	1600	主として管理事務を行う本社等	
		1609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	化学肥料製造業	1611	窒素質・りん酸質肥料製造業	
		1612	複合肥料製造業	
		1619	その他の化学肥料製造業	
	無機化学工業製品製造業	1621	ソーダ工業	
		1622	無機顔料製造業	
		1623	圧縮ガス・液化ガス製造業	
		1624	塩製造業	
		1629	その他の無機化学工業製品製造業	
	有機化学工業製品製造業	1631	石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）	
		1632	脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む）	
		1633	発酵工業	
		1634	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	
		1635	プラスチック製造業	
		1636	合成ゴム製造業	
		1639	その他の有機化学工業製品製造業	
	油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	1641	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
		1642	石けん・合成洗剤製造業	
		1643	界面活性剤製造業（石けん、合成洗剤を除く）	
		1644	塗料製造業	
		1645	印刷インキ製造業	
		1646	洗浄剤・磨用剤製造業	
		1647	ろうそく製造業	
	医薬品製造業	1651	医薬品原薬製造業	
		1652	医薬品製剤製造業	
		1654	生薬・漢方製剤製造業	
		1655	動物用医薬品製造業	
	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業	1661	仕上用・皮膚用化粧品製造業（香水、オーデコロンを含む）	
		1662	頭髪用化粧品製造業	
		1669	その他の化粧品・歯磨・化粧品調整品製造業	
	その他の化学工業	1691	火薬類製造業	
		1692	農薬製造業	
		1693	香料製造業	
		1694	ゼラチン・接着剤製造業	ただし、にかわ・ゼラチン製造業を除く
		1695	写真感光材料製造業	
		1696	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	
		1697	試薬製造業	
		1699	他に分類されない化学工業製品製造業	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（17 石油製品・石炭製品製造業）	1700	主として管理事務を行う本社等	ただし、石油製品製造業を除く
		1709	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	コークス製造業	1731	コークス製造業	
	舗装材料製造業	1741	舗装材料製造業	
	その他の石油製品・石炭製品製造業	1799	その他の石油製品・石炭製品製造業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（18 プラスチック製品製造業）	1800	主として管理事務を行う本社等	
		1809	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業	1811	プラスチック板・棒製造業	
		1812	プラスチック管製造業	
		1813	プラスチック継手製造業	
		1814	プラスチック異形押出製品製造業	
		1815	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業	
	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業	1821	プラスチックフィルム製造業	
		1822	プラスチックシート製造業	
		1823	プラスチック床材製造業	
		1824	合成皮革製造業	
		1825	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業	
	工業用プラスチック製品製造業	1831	電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）	
		1832	輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く）	
		1833	その他の工業用プラスチック製品製造業（加工業を除く）	
		1834	工業用プラスチック製品加工業	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
	発泡・強化プラスチック製品製造業	1841	軟質プラスチック発泡製品製造業（半硬質性を含む）	
		1842	硬質プラスチック発泡製品製造業	
		1843	強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業	
		1844	強化プラスチック製容器・浴槽等製造業	
		1845	発泡・強化プラスチック製品加工業	
	プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む）	1851	プラスチック成形材料製造業	
		1852	廃プラスチック製品製造業	
	その他のプラスチック製品製造業	1891	プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業	
		1892	プラスチック製容器製造業	
		1897	他に分類されないプラスチック製品製造業	
		1898	他に分類されないプラスチック製品加工業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（19 ゴム製品製造業）	1900	主として管理事務を行う本社等	
		1909	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	タイヤ・チューブ製造業	1911	自動車タイヤ・チューブ製造業	
		1919	その他のタイヤ・チューブ製造業	
	ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	1931	ゴムベルト製造業	
		1932	ゴムホース製造業	
		1933	工業用ゴム製品製造業	
	その他のゴム製品製造業	1991	ゴム引布・同製品製造業	
		1992	医療・衛生用ゴム製品製造業	
		1993	ゴム練生地製造業	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
		1994	更生タイヤ製造業	
		1995	再生ゴム製造業	
		1999	他に分類されないゴム製品製造業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（20 なめし革・同製品・毛皮製造業）	2000	主として管理事務を行う本社等	
		2009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（21 窯業・土石製品製造業）	2100	主として管理事務を行う本社等	
		2109	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	ガラス・同製品製造業	2111	板ガラス製造業	
		2112	板ガラス加工業	
		2113	ガラス製加工素材製造業	
		2114	ガラス容器製造業	
		2115	理化学用・医療用ガラス器具製造業	
		2116	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	
		2117	ガラス繊維・同製品製造業	
		2119	その他のガラス・同製品製造業	
	セメント・同製品製造業	2121	セメント製造業	
		2122	生コンクリート製造業	
		2123	コンクリート製品製造業	
		2129	その他のセメント製品製造業	
	建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）	2131	粘土かわら製造業	
		2132	普通れんが製造業	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
	陶磁器・同関連製品製造業	2139	その他の建設用粘土製品製造業	
		2141	衛生陶器製造業	
		2142	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業	
		2143	陶磁器製置物製造業	
		2144	電気用陶磁器製造業	
		2145	理化学用・工業用陶磁器製造業	
		2146	陶磁器製タイル製造業	
		2147	陶磁器絵付業	
		2148	陶磁器用はい（坏）土製造業	
		2149	その他の陶磁器・同関連製品製造業	
	耐火物製造業	2151	耐火れんが製造業	
		2152	不定形耐火物製造業	
		2159	その他の耐火物製造業	
	炭素・黒鉛製品製造業	2161	炭素質電極製造業	
		2169	その他の炭素・黒鉛製品製造業	
	研磨材・同製品製造業	2171	研磨材製造業	
		2172	研削と石製造業	
		2173	研磨布紙製造業	
		2179	その他の研磨材・同製品製造業	
	骨材・石工品等製造業	2181	碎石製造業	
		2182	再生骨材製造業	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
		2183	人工骨材製造業	
		2184	石工品製造業	
		2185	けいそう土・同製品製造業	
		2186	鉱物・土石粉碎等処理業	
	その他の窯業・土石製品製造業	2191	ロックウール・同製品製造業	
		2192	石こう（膏）製品製造業	
		2193	石灰製造業	
		2194	鋳型製造業（中子を含む）	
		2199	他に分類されない窯業・土石製品製造業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（22 鉄鋼業）	2200	主として管理事務を行う本社等	
		2209	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	製鉄業	2211	高炉による製鉄業	
		2212	高炉によらない製鉄業	
		2213	フェロアロイ製造業	
	製鋼・製鋼圧延業	2221	製鋼・製鋼圧延業	
	製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）	2231	熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）	
		2232	冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）	
		2233	冷間ロール成型形鋼製造業	
		2234	鋼管製造業	
		2235	伸鉄業	
		2236	磨棒鋼製造業	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
		2237	引抜鋼管製造業	
		2238	伸線業	
	表面処理鋼材製造業	2239	その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）	
		2241	亜鉛鉄板製造業	
		2249	その他の表面処理鋼材製造業	
	鉄素形材製造業	2251	銑鉄铸件製造業（铸铁管、可鍛铸铁を除く）	
		2252	可鍛铸铁製造業	
		2253	铸鋼製造業	
		2254	鍛工品製造業	
		2255	鍛鋼製造業	
	その他の鉄鋼業	2291	鉄鋼シャースリット業	
		2292	鉄スクラップ加工処理業	
		2293	铸铁管製造業	
		2299	他に分類されない鉄鋼業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（23 非鉄金属製造業）	2300	主として管理事務を行う本社等	
		2309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	非鉄金属第1次製錬・精製業	2311	銅第1次製錬・精製業	
		2312	亜鉛第1次製錬・精製業	
		2319	その他の非鉄金属第1次製錬・精製業	
	非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）	2321	鉛第2次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む）	
		2322	アルミニウム第2次製錬・精製業（アルミニウム合金製造業を含む）	

大分類	小分類	細 分 類			摘 要
		番号	項 目	名	
	非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）	2329	その他の非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）		
		2331	伸銅品製造業		
		2332	アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）		
		2339	その他の非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）		
	電線・ケーブル製造業	2341	電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）		
		2342	光ファイバケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む）		
	非鉄金属素形材製造業	2351	銅・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く）		
		2352	非鉄金属鋳物製造業（銅・同合金鋳物及びダイカストを除く）		
		2353	アルミニウム・同合金ダイカスト製造業		
		2354	非鉄金属ダイカスト製造業（アルミニウム・同合金ダイカストを除く）		
		2355	非鉄金属鍛造品製造業		
	その他の非鉄金属製造業	2399	他に分類されない非鉄金属製造業		
	管理、補助的経済活動を行う事業所（24 金属製品製造業）	2400	主として管理事務を行う本社等		
		2409	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業	2411	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業		
	洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	2421	洋食器製造業		
		2422	機械刃物製造業		
		2423	利器工匠具・手道具製造業（やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く）		
		2424	作業工具製造業		
		2425	手引のこぎり・のこ刃製造業		
		2426	農業用器具製造業（農業用機械を除く）		

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
		2429	その他の金物類製造業	
	暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業	2431	配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）	
		2432	ガス機器・石油機器製造業	
		2433	温風・温水暖房装置製造業	
		2439	その他の暖房・調理装置製造業（電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く）	
	建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）	2441	鉄骨製造業	
		2442	建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）	
		2443	金属製サッシ・ドア製造業	
		2444	鉄骨系プレハブ住宅製造業	
		2445	建築用金属製品製造業（サッシ、ドア、建築用金物を除く）	
		2446	製缶板金業	
	金属素形材製品製造業	2451	アルミニウム・同合金プレス製品製造業	
		2452	金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く）	
		2453	粉末や金製品製造業	
	金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く）	2461	金属製品塗装業	
		2462	溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）	
		2463	金属彫刻業	
		2464	電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）	
		2465	金属熱処理業	
		2469	その他の金属表面処理業	
	金属線製品製造業（ねじ類を除く）	2471	くぎ製造業	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
		2479	その他の金属線製品製造業	
	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	2481	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	
	その他の金属製品製造業	2491	金庫製造業	
		2492	金属製スプリング製造業	
		2499	他に分類されない金属製品製造業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（25 はん用機械器具製造業）	2500	主として管理事務を行う本社等	
		2509	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	ボイラ・原動機製造業	2511	ボイラ製造業	
		2512	蒸気機関・タービン・水力タービン製造業（船用を除く）	
		2513	はん用内燃機関製造業	
		2519	その他の原動機製造業	
	ポンプ・圧縮機器製造業	2521	ポンプ・同装置製造業	
		2522	空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業	
		2523	油圧・空圧機器製造業	
	一般産業用機械・装置製造業	2531	動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）	
		2532	エレベータ・エスカレータ製造業	
		2533	物流運搬設備製造業	
		2534	工業窯炉製造業	
		2535	冷凍機・温湿調整装置製造業	
	その他のはん用機械・同部分品製造業	2591	消火器具・消火装置製造業	
		2592	弁・同附属品製造業	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
		2593	パイプ加工・パイプ附属品加工業	
		2594	玉軸受・ころ軸受製造業	
		2595	ピストンリング製造業	
		2596	他に分類されないはん用機械・装置製造業	
		2599	各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（26 生産用機械器具製造業）	2600	主として管理事務を行う本社等	
		2609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	農業用機械製造業（農業用器具を除く）	2611	農業用機械製造業（農業用器具を除く）	
	建設機械・鉱山機械製造業	2621	建設機械・鉱山機械製造業	
	繊維機械製造業	2631	化学繊維機械・紡績機械製造業	
		2632	製織機械・編組機械製造業	
		2633	染色整理仕上機械製造業	
		2634	繊維機械部分品・取付具・附属品製造業	
		2635	縫製機械製造業	
	生活関連産業用機械製造業	2641	食品機械・同装置製造業	
		2642	木材加工機械製造業	
		2643	パルプ装置・製紙機械製造業	
		2644	印刷・製本・紙工機械製造業	
		2645	包装・荷造機械製造業	
	基礎素材産業用機械製造業	2651	鑄造装置製造業	
		2652	化学機械・同装置製造業	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
		2653	プラスチック加工機械・同附属装置製造業	
	金属加工機械製造業	2661	金属工作機械製造業	
		2662	金属加工機械製造業（金属工作機械を除く）	
		2663	金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く）	
		2664	機械工具製造業（粉末や金業を除く）	
	半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業	2671	半導体製造装置製造業	
		2672	フラットパネルディスプレイ製造装置製造業	
	その他の生産用機械・同部分品製造業	2691	金属用金型・同部分品・附属品製造業	
		2692	非金属用金型・同部分品・附属品製造業	
		2693	真空装置・真空機器製造業	
		2694	ロボット製造業	
		2699	他に分類されない生産用機械・同部分品製造業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（27 業務用機械器具製造業）	2700	主として管理事務を行う本社等	
		2709	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	事務用機械器具製造業	2711	複写機製造業	
		2719	その他の事務用機械器具製造業	
	サービス用・娯楽用機械器具製造業	2721	サービス用機械器具製造業	
		2722	娯楽用機械器具製造業	
		2723	自動販売機製造業	
		2729	その他のサービス用・娯楽用機械器具製造業	
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業	2731	体積計製造業	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
		2732	はかり製造業	
		2733	圧力計・流量計・液面計等製造業	
		2734	精密測定器製造業	
		2735	分析機器製造業	
		2736	試験機製造業	
		2737	測量機械器具製造業	
		2738	理化学機械器具製造業	
		2739	その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・ 測量機械器具・理化学機械器具製造業	
	医療用機械器具・医療用品製造業	2741	医療用機械器具製造業	
		2742	歯科用機械器具製造業	
		2743	医療用品製造業（動物用医療機械器具を含む）	
		2744	歯科材料製造業	
	光学機械器具・レンズ製造業	2751	顕微鏡・望遠鏡等製造業	
		2752	写真機・映画用機械・同附属品製造業	
		2753	光学機械用レンズ・プリズム製造業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（28 電子部品・デバイス・電子回路製造業）	2800	主として管理事務を行う本社等	
		2809	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	電子デバイス製造業	2811	電子管製造業	
		2812	光電変換素子製造業	
		2813	半導体素子製造業（光電変換素子を除く）	
		2814	集積回路製造業	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
	電子部品製造業	2815	液晶パネル・フラットパネル製造業	
		2821	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業	
		2822	音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業	
		2823	コネクタ・スイッチ・リレー製造業	
	記録メディア製造業	2831	半導体メモリメディア製造業	
		2832	光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業	
	電子回路製造業	2841	電子回路基板製造業	
		2842	電子回路実装基板製造業	
	ユニット部品製造業	2851	電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業	
		2859	その他のユニット部品製造業	
	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	2899	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（29 電気機械器具製造業）	2900	主として管理事務を行う本社等	
		2909	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	2911	発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業	
		2912	変圧器類製造業（電子機器用を除く）	
		2913	電力開閉装置製造業	
		2914	配電盤・電力制御装置製造業	
		2915	配線器具・配線附属品製造業	
	産業用電気機械器具製造業	2921	電気溶接機製造業	
		2922	内燃機関電装品製造業	
		2929	その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
	民生用電気機械器具製造業	2931	ちゅう房機器製造業	
		2932	空調・住宅関連機器製造業	
		2933	衣料衛生関連機器製造業	
		2939	その他の民生用電気機械器具製造業	
	電球・電気照明器具製造業	2941	電球製造業	
		2942	電気照明器具製造業	
	電池製造業	2951	蓄電池製造業	
		2952	一次電池（乾電池、湿電池）製造業	
	電子応用装置製造業	2961	X線装置製造業	
		2962	医療用電子応用装置製造業	
		2969	その他の電子応用装置製造業	
	電気計測器製造業	2971	電気計測器製造業（別掲を除く）	
		2972	工業計器製造業	
		2973	医療用計測器製造業	
	その他の電気機械器具製造業	2999	その他の電気機械器具製造業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（30 情報通信機械器具製造業）	3000	主として管理事務を行う本社等	
		3009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	通信機械器具・同関連機械器具製造業	3011	有線通信機械器具製造業	
		3012	携帯電話機・PHS電話機製造業	
		3013	無線通信機械器具製造業	
		3014	ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
		3015	交通信号保安装置製造業	
		3019	その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業	
	映像・音響機械器具製造業	3021	ビデオ機器製造業	
		3022	デジタルカメラ製造業	
		3023	電気音響機械器具製造業	
	電子計算機・同附属装置製造業	3031	電子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く）	
		3032	パーソナルコンピュータ製造業	
		3033	外部記憶装置製造業	
		3034	印刷装置製造業	
		3035	表示装置製造業	
		3039	その他の附属装置製造業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（31 輸送用機械器具製造業）	3100	主として管理事務を行う本社等	
		3109	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	自動車・同附属品製造業	3111	自動車製造業（二輪自動車を含む）	
		3112	自動車車体・附随車製造業	
		3113	自動車部分品・附属品製造業	
	鉄道車両・同部分品製造業	3121	鉄道車両製造業	
		3122	鉄道車両用部分品製造業	
	船舶製造・修理業、船用機関製造業	3131	船舶製造・修理業	
		3132	船体ブロック製造業	
		3133	舟艇製造・修理業	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
		3134	船舶機関製造業	
	産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業	3151	フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業	
		3159	その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業	
	その他の輸送用機械器具製造業	3191	自転車・同部分品製造業	
		3199	他に分類されない輸送用機械器具製造業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（32 その他の製造業）	3200	主として管理事務を行う本社等	
		3209	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	貴金属・宝石製品製造業	3211	貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）製品製造業	
		3212	貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）附属品・同材料加工業	
		3219	その他の貴金属製品製造業	
	装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業（貴金属・宝石製を除く）	3221	装身具・装飾品製造業（貴金属・宝石製を除く）	
		3222	造花・装飾用羽毛製造業	
		3223	ボタン製造業	
		3224	針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業	
		3229	その他の装身具・装飾品製造業	
	時計・同部分品製造業	3231	時計・同部分品製造業	
	楽器製造業	3241	ピアノ製造業	
		3249	その他の楽器・楽器部品・同材料製造業	
	がん具・運動用具製造業	3251	娯楽用具・がん具製造業（人形を除く）	
		3252	人形製造業	
		3253	運動用具製造業	

ただし、皮革及び皮革製品を除く

大分類	小分類	細 分 類		摘 要		
		番号	項 目 名			
	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業	3261	万年筆・ペン類・鉛筆製造業			
		3262	毛筆・絵画用品製造業（鉛筆を除く）			
		3269	その他の事務用品製造業			
		漆器製造業	3271		漆器製造業	
			畳等生活雑貨製品製造業		3281	麦わら・パナマ類帽子・わら工品製造業
					3282	畳製造業
		3283			うちわ・扇子・ちょうちん製造業	
			3284		ほうき・ブラシ製造業	
			3285		喫煙用具製造業（貴金属・宝石製を除く）	
			3289		その他の生活雑貨製品製造業	
	他に分類されない製造業	3291	煙火製造業			
		3292	看板・標識機製造業			
		3293	パレット製造業			
		3294	モデル・模型製造業			
		3295	工業用模型製造業			
		3296	情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）			
		3297	眼鏡製造業（枠を含む）			
		3299	他に分類されないその他の製造業			
		電気・ガス・熱供給・水道業	管理、補助的経済活動を行う事業所（35 熱供給業）		3500	主として管理事務を行う本社等
	3509				その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
管理、補助的経済活動を行う事業所（36 水道業）	3600		主として管理事務を行う本社等			

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
情報通信業	工業用水道業	3609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	<p>ただし、電気通信事業法第九条の登録を受けるべき電気通信事業を除く</p> <p>ただし、電気通信事業法第九条の登録を受けるべき電気通信事業を除く</p>
		3621	工業用水道業	
	下水道業	3631	下水道処理施設維持管理業	
		3632	下水道管路施設維持管理業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（37 通信業）	3700	主として管理事務を行う本社等	
		3709	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	固定電気通信業	3711	地域電気通信業（有線放送電話業を除く）	
		3712	長距離電気通信業	
		3713	有線放送電話業	
		3719	その他の固定電気通信業	
	移動電気通信業	3721	移動電気通信業	
	電気通信に附帯するサービス業	3731	電気通信に附帯するサービス業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（38 放送業）	3800	主として管理事務を行う本社等	
		3809	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（39 情報サービス業）	3900	主として管理事務を行う本社等	
		3909	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	ソフトウェア業	3911	受託開発ソフトウェア業	
		3912	組込みソフトウェア業	
		3913	パッケージソフトウェア業	
		3914	ゲームソフトウェア業	
情報処理・提供サービス業	3921	情報処理サービス業		

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
		3922	情報提供サービス業	
		3923	市場調査・世論調査・社会調査業	
		3929	その他の情報処理・提供サービス業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（40 インターネット附随サービス業）	4000	主として管理事務を行う本社等	
		4009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	インターネット附随サービス業	4011	ポータルサイト・サーバ運営業	ただし、電気通信事業法第九条の登録を受けるべき電気通信事業を除く
		4012	アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ	
		4013	インターネット利用サポート業	
		4100	主として管理事務を行う本社等	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（41 映像・音声・文字情報制作業）	4109	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	映像情報制作・配給業	4111	映画・ビデオ制作業（テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く）	
		4112	テレビジョン番組制作業（アニメーション制作業を除く）	
		4113	アニメーション制作業	
		4114	映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業	
	音声情報制作業	4121	レコード制作業	
		4122	ラジオ番組制作業	
	新聞業	4131	新聞業	
	出版業	4141	出版業	
	広告制作業	4151	広告制作業	
	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	4161	ニュース供給業	
		4169	その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
運輸業、郵便業	管理、補助的経済活動を行う事業所（42 鉄道業）	4200	主として管理事務を行う本社等	
		4209	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（43 道路旅客運送業）	4300	主として管理事務を行う本社等	
		4309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	一般乗用旅客自動車運送業	4321	一般乗用旅客自動車運送業	
	一般貸切旅客自動車運送業	4331	一般貸切旅客自動車運送業	
	その他の道路旅客運送業	4391	特定旅客自動車運送業	
		4399	他に分類されない道路旅客運送業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（44 道路貨物運送業）	4400	主として管理事務を行う本社等	
		4409	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	一般貨物自動車運送業	4411	一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く）	
		4412	特別積合せ貨物運送業	
	特定貨物自動車運送業	4421	特定貨物自動車運送業	
	貨物軽自動車運送業	4431	貨物軽自動車運送業	
	集配利用運送業	4441	集配利用運送業	
	その他の道路貨物運送業	4499	その他の道路貨物運送業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（45 水運業）	4500	主として管理事務を行う本社等	
		4509	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	外航海運業	4511	外航旅客海運業	
		4512	外航貨物海運業	
	船舶貸渡業	4541	船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く）	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（46 航空運輸業）	4600	主として管理事務を行う本社等	ただし、石油備蓄業に係るものを除く
		4609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（47 倉庫業）	4700	主として管理事務を行う本社等	
		4709	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）	4711	倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）	
	冷蔵倉庫業	4721	冷蔵倉庫業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（48 運輸に附帯するサービス業）	4800	主として管理事務を行う本社等	
		4809	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	港湾運送業	4811	港湾運送業	
	貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	4821	利用運送業（集配利用運送業を除く）	
		4822	運送取次業	
	運送代理店	4831	運送代理店	
	こん包業	4841	こん包業（組立こん包業を除く）	
		4842	組立こん包業	
	運輸施設提供業	4852	道路運送固定施設業	
		4853	自動車ターミナル業	
		4854	貨物荷扱固定施設業	
		4855	栈橋泊きよ業	
		4856	飛行場業	
	その他の運輸に附帯するサービス業	4891	海運仲立業	
4899		他に分類されない運輸に附帯するサービス業		

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
卸売業、小売業	管理、補助的経済活動を行う事業所（49 郵便業）	4901	管理、補助的経済活動を行う事業所	
	郵便業（信書便事業を含む）	4911	郵便業（信書便事業を含む）	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（50 各種商品卸売業）	5000	主として管理事務を行う本社等	
		5008	自家用倉庫	
		5009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	各種商品卸売業	5011	各種商品卸売業（従業者が常時100人以上のもの）	
		5019	その他の各種商品卸売業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（51 繊維・衣服等卸売業）	5100	主として管理事務を行う本社等	
		5108	自家用倉庫	
		5109	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）	5111	繊維原料卸売業	
		5112	糸卸売業	
		5113	織物卸売業（室内装飾繊維品を除く）	
	衣服卸売業	5121	男子服卸売業	
		5122	婦人・子供服卸売業	
		5123	下着類卸売業	
		5129	その他の衣服卸売業	
		5131	寝具類卸売業	
	身の回り品卸売業	5132	靴・履物卸売業	
		5133	かばん・袋物卸売業	
5139		その他の身の回り品卸売業		

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（52 飲食料品卸売業）	5200	主として管理事務を行う本社等	
		5208	自家用倉庫	
		5209	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	農畜産物・水産物卸売業	5211	米麦卸売業	
		5212	雑穀・豆類卸売業	
		5213	野菜卸売業	
		5214	果実卸売業	
		5215	食肉卸売業	
		5216	生鮮魚介卸売業	
		5219	その他の農畜産物・水産物卸売業	
	食料・飲料卸売業	5221	砂糖・味そ・しょう油卸売業	
		5222	酒類卸売業	
		5223	乾物卸売業	
		5224	菓子・パン類卸売業	
		5225	飲料卸売業（別掲を除く）	
		5226	茶類卸売業	
		5227	牛乳・乳製品卸売業	
		5229	その他の食料・飲料卸売業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業）	5300	主として管理事務を行う本社等	
		5308	自家用倉庫	
		5309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
	建築材料卸売業	5311	木材・竹材卸売業	
		5312	セメント卸売業	
		5313	板ガラス卸売業	
		5314	建築用金属製品卸売業（建築用金物を除く）	
		5319	その他の建築材料卸売業	
	化学製品卸売業	5321	塗料卸売業	
		5322	プラスチック卸売業	
		5329	その他の化学製品卸売業	
	石油・鉱物卸売業	5332	鉱物卸売業（石油を除く）	
	鉄鋼製品卸売業	5341	鉄鋼粗製品卸売業	
		5342	鉄鋼一次製品卸売業	
		5349	その他の鉄鋼製品卸売業	
	非鉄金属卸売業	5351	非鉄金属地金卸売業	
		5352	非鉄金属製品卸売業	
	再生資源卸売業	5361	空瓶・空缶等空容器卸売業	
		5362	鉄スクラップ卸売業	
		5363	非鉄金属スクラップ卸売業	
		5364	古紙卸売業	
		5369	その他の再生資源卸売業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（54 機械器具卸売業）	5400	主として管理事務を行う本社等	
		5408	自家用倉庫	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
		5409	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	産業機械器具卸売業	5411	農業用機械器具卸売業	
		5412	建設機械・鉱山機械卸売業	
		5413	金属加工機械卸売業	
		5414	事務用機械器具卸売業	
		5419	その他の産業機械器具卸売業	
	自動車卸売業	5421	自動車卸売業（二輪自動車を含む）	
		5422	自動車部分品・附属品卸売業（中古品を除く）	
		5423	自動車中古部品卸売業	
	電気機械器具卸売業	5431	家庭用電気機械器具卸売業	
		5432	電気機械器具卸売業（家庭用電気機械器具を除く）	
	その他の機械器具卸売業	5491	輸送用機械器具卸売業（自動車を除く）	
		5492	計量器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売業	
		5493	医療用機械器具卸売業（歯科用機械器具を含む）	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（55 その他の卸売業）	5500	主として管理事務を行う本社等	
		5508	自家用倉庫	
		5509	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	家具・建具・じゅう器等卸売業	5511	家具・建具卸売業	
		5512	荒物卸売業	
		5513	畳卸売業	
		5514	室内装飾繊維品卸売業	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
		5515	陶磁器・ガラス器卸売業	
		5519	その他のじゅう器卸売業	
	医薬品・化粧品等卸売業	5521	医薬品卸売業	
		5522	医療用品卸売業	
		5523	化粧品卸売業	
		5524	合成洗剤卸売業	
	紙・紙製品卸売業	5531	紙卸売業	
		5532	紙製品卸売業	
	他に分類されない卸売業	5591	金物卸売業	
		5592	肥料・飼料卸売業	
		5593	スポーツ用品卸売業	
		5594	娯楽用品・がん具卸売業	
		5595	たばこ卸売業	
		5596	ジュエリー製品卸売業	
		5597	書籍・雑誌卸売業	
		5598	代理商、仲立業	
		5599	他に分類されないその他の卸売業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（56 各種商品小売業）	5600	主として管理事務を行う本社等	
		5608	自家用倉庫	
		5609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	百貨店、総合スーパー	5611	百貨店、総合スーパー	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
	その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）	5699	その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（57 織物・衣服・身の回り品小売業）	5700	主として管理事務を行う本社等	
		5708	自家用倉庫	
		5709	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	呉服・服地・寝具小売業	5711	呉服・服地小売業	
		5712	寝具小売業	
	男子服小売業	5721	男子服小売業	
	婦人・子供服小売業	5731	婦人服小売業	
		5732	子供服小売業	
	靴・履物小売業	5741	靴小売業	
		5742	履物小売業（靴を除く）	
	その他の織物・衣服・身の回り品小売業	5791	かばん・袋物小売業	
		5792	下着類小売業	
		5793	洋品雑貨・小間物小売業	
		5799	他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（58 飲食料品小売業）	5800	主として管理事務を行う本社等	
		5808	自家用倉庫	
		5809	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	各種食料品小売業	5811	各種食料品小売業	
	野菜・果実小売業	5821	野菜小売業	
		5822	果実小売業	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
	食肉小売業	5831	食肉小売業（卵、鳥肉を除く）	
		5832	卵・鳥肉小売業	
	鮮魚小売業	5841	鮮魚小売業	
	酒小売業	5851	酒小売業	
	菓子・パン小売業	5861	菓子小売業（製造小売）	
		5862	菓子小売業（製造小売でないもの）	
		5863	パン小売業（製造小売）	
		5864	パン小売業（製造小売でないもの）	
	その他の飲食料品小売業	5891	コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）	
		5892	牛乳小売業	
		5893	飲料小売業（別掲を除く）	
		5894	茶類小売業	
		5895	料理品小売業	
		5896	米穀類小売業	
		5897	豆腐・かまぼこ等加工食品小売業	
		5898	乾物小売業	
		5899	他に分類されない飲食料品小売業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（59 機械器具小売業）	5900	主として管理事務を行う本社等	
		5908	自家用倉庫	
		5909	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	自動車小売業	5911	自動車（新車）小売業	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
		5912	中古自動車小売業	
		5913	自動車部分品・附属品小売業	
		5914	二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）	
	自転車小売業	5921	自転車小売業	
	機械器具小売業（自動車、自転車を除く）	5931	電気機械器具小売業（中古品を除く）	
		5932	電気事務機械器具小売業（中古品を除く）	
		5933	中古電気製品小売業	
		5939	その他の機械器具小売業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（60 その他の小売業）	6000	主として管理事務を行う本社等	
		6008	自家用倉庫	
		6009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	家具・建具・畳小売業	6011	家具小売業	
		6012	建具小売業	
		6013	畳小売業	
		6014	宗教用具小売業	
	じゅう器小売業	6021	金物小売業	
		6022	荒物小売業	
		6023	陶磁器・ガラス器小売業	
		6029	他に分類されないじゅう器小売業	
	医薬品・化粧品小売業	6031	ドラッグストア	
		6032	医薬品小売業（調剤薬局を除く）	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
		6033	調剤薬局	
		6034	化粧品小売業	
	農耕用品小売業	6041	農業用機械器具小売業	
		6042	苗・種子小売業	
		6043	肥料・飼料小売業	
	燃料小売業	6052	燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）	ただし、石油に係るものを除く
	書籍・文房具小売業	6061	書籍・雑誌小売業（古本を除く）	
		6062	古本小売業	
		6063	新聞小売業	
		6064	紙・文房具小売業	
	スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	6071	スポーツ用品小売業	
		6072	がん具・娯楽用品小売業	
		6073	楽器小売業	
	写真機・時計・眼鏡小売業	6081	写真機・写真材料小売業	
		6082	時計・眼鏡・光学機械小売業	
	他に分類されない小売業	6091	ホームセンター	
		6092	たばこ・喫煙具専門小売業	
		6093	花・植木小売業	
		6094	建築材料小売業	
		6095	ジュエリー製品小売業	
		6096	ペット・ペット用品小売業	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要	
		番号	項 目 名		
金融業、保険業	管理、補助的経済活動を行う事業所（61 無店舗小売業）	6097	骨とう品小売業		
		6098	中古品小売業（骨とう品を除く）		
		6099	他に分類されないその他の小売業		
		6100	主として管理事務を行う本社等		
		6108	自家用倉庫		
		6109	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
		通信販売・訪問販売小売業	6111	無店舗小売業（各種商品小売）	
			6112	無店舗小売業（織物・衣服・身の回り品小売）	
			6113	無店舗小売業（飲食料品小売）	
			6114	無店舗小売業（機械器具小売）	
			6119	無店舗小売業（その他の小売）	
	自動販売機による小売業	6121	自動販売機による小売業		
		その他の無店舗小売業	6199	その他の無店舗小売業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（62 銀行業）		6200	主として管理事務を行う本社等	
			6209	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
		銀行（中央銀行を除く）	6221	普通銀行	
			6222	郵便貯金銀行	
			6223	信託銀行	
			6229	その他の銀行	
		管理、補助的経済活動を行う事業所（63 協同組織金融業）	6300	主として管理事務を行う本社等	
			6309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
	中小企業等金融業	6311	信用金庫・同連合会	
		6312	信用協同組合・同連合会	
		6313	商工組合中央金庫	
		6314	労働金庫・同連合会	
	農林水産金融業	6321	農林中央金庫	
		6322	信用農業協同組合連合会	
		6323	信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関）	6400	主として管理事務を行う本社等	
		6409	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	貸金業	6411	消費者向け貸金業	
		6412	事業者向け貸金業	
	質屋	6421	質屋	
	クレジットカード業、割賦金融業	6431	クレジットカード業	
		6432	割賦金融業	
	その他の非預金信用機関	6492	住宅専門金融業	
		6493	証券金融業	
		6499	他に分類されない非預金信用機関	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（65 金融商品取引業、商品先物取引業）	6500	主として管理事務を行う本社等	
		6509	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	金融商品取引業	6511	金融商品取引業（投資助言・代理・運用業、補助的金融商品取引業を除く）	
		6512	投資助言・代理業	

大分類	小分類	細分類		摘 要
		番号	項 目 名	
		6513	投資運用業	
		6514	補助的金融商品取引業	
	商品先物取引業、商品投資顧問業	6521	商品先物取引業	
		6522	商品投資顧問業	
		6529	その他の商品先物取引業、商品投資顧問業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（66 補助的金融業等）	6600	主として管理事務を行う本社等	
		6609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	補助的金融業、金融附帯業	6611	短資業	
		6612	手形交換所	
		6613	両替業	
		6614	信用保証機関	
		6615	信用保証再保険機関	
		6616	預・貯金等保険機関	
		6617	金融商品取引所	
		6618	商品取引所	
		6619	その他の補助的金融業、金融附帯業	
	信託業	6621	運用型信託業	
		6622	管理型信託業	
	金融代理業	6631	金融商品仲介業	
		6632	信託契約代理業	
		6639	その他の金融代理業	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要	
		番号	項 目 名		
	管理、補助的経済活動を行う事業所（67 保険業）	6700	主として管理事務を行う本社等		
		6709	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所		
	生命保険業	6711	生命保険業（郵便保険業、生命保険再保険業を除く）		
		6712	郵便保険業		
		6713	生命保険再保険業		
		6719	その他の生命保険業		
		損害保険業	6721		損害保険業（損害保険再保険業を除く）
	6722		損害保険再保険業		
	6729		その他の損害保険業		
	共済事業、少額短期保険業		6731		共済事業（各種災害補償法によるもの）
		6732	共済事業（各種協同組合法等によるもの）		
		6733	少額短期保険業		
	保険媒介代理業	6741	生命保険媒介業		
		6742	損害保険代理業		
		6743	共済事業媒介代理業・少額短期保険代理業		
	保険サービス業	6751	保険料率算出団体		
		6752	損害査定業		
		6759	その他の保険サービス業		
	不動産業、物品賃貸業	管理、補助的経済活動を行う事業所（68 不動産取引業）	6800		主として管理事務を行う本社等
			6809		その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
建物売買業、土地売買業		6811	建物売買業		

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
		6812	土地売買業	
	不動産代理業・仲介業	6821	不動産代理業・仲介業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（69 不動産賃貸業・管理業）	6900	主として管理事務を行う本社等	
		6909	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）	6911	貸事務所業	
		6912	土地賃貸業	
		6919	その他の不動産賃貸業	
	貸家業、貸間業	6921	貸家業	
		6922	貸間業	
	駐車場業	6931	駐車場業	
	不動産管理業	6941	不動産管理業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（70 物品賃貸業）	7000	主として管理事務を行う本社等	
		7009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	各種物品賃貸業	7011	総合リース業	
		7019	その他の各種物品賃貸業	
	産業用機械器具賃貸業	7021	産業用機械器具賃貸業（建設機械器具を除く）	
		7022	建設機械器具賃貸業	
	事務用機械器具賃貸業	7031	事務用機械器具賃貸業（電子計算機を除く）	
		7032	電子計算機・同関連機器賃貸業	
	自動車賃貸業	7041	自動車賃貸業	
	スポーツ・娯楽用品賃貸業	7051	スポーツ・娯楽用品賃貸業	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要	
		番号	項 目 名		
学術研究、専門・技術サービス業	その他の物品賃貸業	7091	映画・演劇用品賃貸業		
		7092	音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）		
		7093	貸衣しょう業（別掲を除く）		
		7099	他に分類されない物品賃貸業		
	管理、補助的経済活動を行う事業所（71 学術・開発研究機関） 自然科学研究所	7101	管理、補助的経済活動を行う事業所		
		7111	理学研究所		
		7112	工学研究所		
		7113	農学研究所		
		7114	医学・薬学研究所		
		人文・社会科学研究所	7121	人文・社会科学研究所	
			7201	管理、補助的経済活動を行う事業所（72 専門サービス業）	
		法律事務所、特許事務所	7211	法律事務所	
			7212	特許事務所	
		公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所	7221	公証人役場、司法書士事務所	
			7222	土地家屋調査士事務所	
		行政書士事務所	7231	行政書士事務所	
		公認会計士事務所、税理士事務所	7241	公認会計士事務所	
			7242	税理士事務所	
		社会保険労務士事務所	7251	社会保険労務士事務所	
		デザイン業	7261	デザイン業	
著述・芸術家業	7271	著述家業			

大分類	小分類	細分類		摘 要
		番号	項 目 名	
		7272	芸術家業	
	経営コンサルタント業、純粋持株会社	7281	経営コンサルタント業	
		7282	純粋持株会社	
	その他の専門サービス業	7291	興信所	
		7292	翻訳業（著述家業を除く）	
		7293	通訳業、通訳案内業	
		7294	不動産鑑定業	
		7299	他に分類されない専門サービス業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（73 広告業）	7300	主として管理事務を行う本社等	
		7309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	広告業	7311	広告業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（74 技術サービス業）	7401	管理、補助的経済活動を行う事業所	
	獣医業	7411	獣医業	
	土木建築サービス業	7421	建築設計業	
		7422	測量業	
		7429	その他の土木建築サービス業	
	機械設計業	7431	機械設計業	
	商品・非破壊検査業	7441	商品検査業	
		7442	非破壊検査業	
	計量証明業	7451	一般計量証明業	
		7452	環境計量証明業	

大分類	小分類	細分類		摘 要
		番号	項 目	
宿泊業、飲食 サービス業	写真業	7459	その他の計量証明業	
		7461	写真業（商業写真業を除く）	
		7462	商業写真業	
	その他の技術サービス業	7499	その他の技術サービス業	
		7500	主として管理事務を行う本社等	
	管理、補助的経済活動を行う 事業所（75 宿泊業）	7509	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
		7511	旅館、ホテル	
	旅館、ホテル	7511	旅館、ホテル	
	簡易宿所	7521	簡易宿所	
	下宿業	7531	下宿業	
	その他の宿泊業	7591	会社・団体の宿泊所	
		7592	リゾートクラブ	
		7599	他に分類されない宿泊業	
	管理、補助的経済活動を行う 事業所（76 飲食店）	7600	主として管理事務を行う本社等	
		7609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	食堂、レストラン（専門料理 店を除く）	7611	食堂、レストラン（専門料理店を除く）	
	専門料理店	7621	日本料理店	
		7622	料亭	
		7623	中華料理店	
		7624	ラーメン店	
		7625	焼肉店	
7629		その他の専門料理店		

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
生活関連サービス業、娯楽業	そば・うどん店	7631	そば・うどん店	
	すし店	7641	すし店	
	酒場、ビヤホール	7651	酒場、ビヤホール	
	バー、キャバレー、ナイトクラブ	7661	バー、キャバレー、ナイトクラブ	
	喫茶店	7671	喫茶店	
	その他の飲食店	7691	ハンバーガー店	
		7692	お好み焼き・焼きそば・たこ焼き店	
		7699	他に分類されない飲食店	
		7700	主として管理事務を行う本社等	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（77 持ち帰り・配達飲食サービス業）	7709	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
		7711	持ち帰り飲食サービス業	
	配達飲食サービス業	7721	配達飲食サービス業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（78 洗濯・理容・美容・浴場業）	7800	主として管理事務を行う本社等	
		7809	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	洗濯業	7811	普通洗濯業	
		7812	洗濯物取次業	
		7813	リネンサプライ業	
	理容業	7821	理容業	
	美容業	7831	美容業	
	一般公衆浴場業	7841	一般公衆浴場業	
	その他の公衆浴場業	7851	その他の公衆浴場業	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
	その他の洗濯・理容・美容・浴場業	7891	洗張・染物業	
		7892	エステティック業	
		7893	リラクゼーション業（手技を用いるもの）	
		7894	ネイルサービス業	
		7899	他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（79 その他の生活関連サービス業）	7900	主として管理事務を行う本社等	
		7909	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	旅行業	7911	旅行業（旅行業者代理業を除く）	
		7912	旅行業者代理業	
		7921	家事サービス業（住込みのもの）	
	家事サービス業	7922	家事サービス業（住込みでないもの）	
		7931	衣服裁縫修理業	
	物品預り業	7941	物品預り業	
	火葬・墓地管理業	7951	火葬業	
		7952	墓地管理業	
	冠婚葬祭業	7961	葬儀業	
		7962	結婚式場業	
		7963	冠婚葬祭互助会	
	他に分類されない生活関連サービス業	7991	食品貸加工業	
		7992	結婚相談業、結婚式場紹介業	
		7993	写真プリント、現像・焼付業	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
		7999	他に分類されないその他の生活関連サービス業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（80 娯楽業）	8000	主として管理事務を行う本社等	
		8009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	映画館	8011	映画館	
	興行場（別掲を除く）、興行団	8021	劇場	
		8022	興行場	
		8023	劇団	
		8024	楽団、舞踏団	
		8025	演芸・スポーツ等興行団	
	競輪・競馬等の競走場、競技団	8031	競輪場	
		8032	競馬場	
		8033	自動車・モータボートの競走場	
	スポーツ施設提供業	8041	スポーツ施設提供業（別掲を除く）	
		8042	体育館	
		8043	ゴルフ場	
		8044	ゴルフ練習場	
		8045	ボウリング場	
		8046	テニス場	
		8047	バッティング・テニス練習場	
		8048	フィットネスクラブ	
	公園、遊園地	8051	公園	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要		
		番号	項 目 名			
	遊戯場	8052	遊園地（テーマパークを除く）			
		8053	テーマパーク			
		8061	ビリヤード場			
		8062	囲碁・将棋所			
		8063	マージャンクラブ			
		8064	パチンコホール			
		8065	ゲームセンター			
		8069	その他の遊戯場			
		その他の娯楽業	8091		ダンスホール	
	8092		マリナー業			
	8093		遊漁船業			
	8094		芸ぎ業			
	8095		カラオケボックス業			
	8096		娯楽に附帯するサービス業			
	8099		他に分類されない娯楽業			
	教育、学習支援業		管理、補助的経済活動を行う事業所（81 学校教育）		8101	管理、補助的経済活動を行う事業所
			幼稚園		8111	幼稚園
			小学校		8121	小学校
		中学校	8131		中学校	
高等学校、中等教育学校		8141	高等学校			
		8142	中等教育学校			

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
	特別支援学校	8151	特別支援学校	
	高等教育機関	8161	大学	
		8162	短期大学	
		8163	高等専門学校	
	専修学校、各種学校	8171	専修学校	
		8172	各種学校	
	学校教育支援機関	8181	学校教育支援機関	
	幼保連携型認定こども園	8191	幼保連携型認定こども園	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（82 その他の教育、学習支援業）	8200	主として管理事務を行う本社等	
		8209	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	社会教育	8211	公民館	
		8212	図書館	
		8213	博物館、美術館	
		8214	動物園、植物園、水族館	
		8215	青少年教育施設	
		8216	社会通信教育	
		8219	その他の社会教育	
	職業・教育支援施設	8221	職員教育施設・支援業	
		8222	職業訓練施設	
		8229	その他の職業・教育支援施設	
	学習塾	8231	学習塾	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
医療、福祉	教養・技能教授業	8241	音楽教授業	
		8242	書道教授業	
		8243	生花・茶道教授業	
		8244	そろばん教授業	
		8245	外国語会話教授業	
		8246	スポーツ・健康教授業	
		8249	その他の教養・技能教授業	
		8299	他に分類されない教育、学習支援業	
		8300	主として管理事務を行う本社等	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（83 医療業）	8309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
		8311	一般病院	
	病院	8312	精神科病院	
		8321	有床診療所	
	一般診療所	8322	無床診療所	
		8331	歯科診療所	
	歯科診療所	8341	助産所	
		8342	看護業	
	助産・看護業	8351	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所	
		8359	その他の療術業	
	療術業	8361	歯科技工所	
8369		その他の医療に附帯するサービス業		
医療に附帯するサービス業				

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（84 保健衛生）	8400	主として管理事務を行う本社等	
		8409	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	健康相談施設	8421	結核健康相談施設	
		8422	精神保健相談施設	
		8423	母子健康相談施設	
		8429	その他の健康相談施設	
	その他の保健衛生	8492	検査業	
		8493	消毒業	
		8499	他に分類されない保健衛生	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（85 社会保険・社会福祉・介護事業）	8500	主として管理事務を行う本社等	
		8509	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	社会保険事業団体	8511	社会保険事業団体	
	児童福祉事業	8531	保育所	
		8539	その他の児童福祉事業	
	老人福祉・介護事業	8541	特別養護老人ホーム	
		8542	介護老人保健施設	
		8543	通所・短期入所介護事業	
		8544	訪問介護事業	
		8545	認知症老人グループホーム	
		8546	有料老人ホーム	
		8549	その他の老人福祉・介護事業	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要	
		番号	項 目 名		
複合サービス事業	障害者福祉事業	8551	居住支援事業		
		8559	その他の障害者福祉事業		
		8591	更生保護事業		
		8599	他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業		
		8601	管理、補助的経済活動を行う事業所（86 郵便局）		
	郵便局	8611	郵便局		
		8621	簡易郵便局		
		8629	その他の郵便局受託業		
	サービス業（他に分類されないもの）	管理、補助的経済活動を行う事業所（87 協同組合）	8701	管理、補助的経済活動を行う事業所	
			8721	事業協同組合（他に分類されないもの）	
		一般廃棄物処理業	8800	主として管理事務を行う本社等	
			8809	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
			8811	し尿収集運搬業	
			8812	し尿処分業	
			8813	浄化槽清掃業	
8814			浄化槽保守点検業		
8815			ごみ収集運搬業		
8816			ごみ処分業		
産業廃棄物処理業	8821	産業廃棄物収集運搬業			
	8822	産業廃棄物処分業			
	8823	特別管理産業廃棄物収集運搬業			

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
		8824	特別管理産業廃棄物処分業	
	その他の廃棄物処理業	8891	死亡獣畜取扱業	
		8899	他に分類されない廃棄物処理業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（89 自動車整備業）	8901	管理、補助的経済活動を行う事業所	
	自動車整備業	8911	自動車一般整備業	
		8919	その他の自動車整備業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（90 機械等修理業）	9000	主として管理事務を行う本社等	
		9009	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	機械修理業（電気機械器具を除く）	9011	一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く）	
		9012	建設・鉱山機械整備業	
	電気機械器具修理業	9021	電気機械器具修理業	
	表具業	9031	表具業	
	その他の修理業	9091	家具修理業	
		9092	時計修理業	
		9093	履物修理業	
		9094	かじ業	
		9099	他に分類されない修理業	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（91 職業紹介・労働者派遣業）	9100	主として管理事務を行う本社等	
		9109	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	職業紹介業	9111	職業紹介業	
	労働者派遣業	9121	労働者派遣業	

大分類	小分類	分類		摘要
		番号	項目名	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（92 その他の事業サービス業）	9200	主として管理事務を行う本社等	ただし、液化石油ガス（LPG）充てん業及び液化石油ガス（LPG）の貯蔵を行う事業に係るものを除く
		9209	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所	
	速記・ワープロ入力・複写業	9211	速記・ワープロ入力業	
		9212	複写業	
	建物サービス業	9221	ビルメンテナンス業	
		9229	その他の建物サービス業	
	他に分類されない事業サービス業	9291	ディスプレイ業	
		9292	産業用設備洗浄業	
		9293	看板書き業	
		9294	コールセンター業	
		9299	他に分類されないその他の事業サービス業	
	経済団体	9311	実業団体	
		9312	同業団体	
	労働団体	9321	労働団体	
	学術・文化団体	9331	学術団体	
		9332	文化団体	
	政治団体	9341	政治団体	
	他に分類されない非営利的団体	9399	他に分類されない非営利的団体	
	神道系宗教	9411	神社、神道教会	
		9412	教派事務所	

大分類	小分類	細 分 類		摘 要
		番号	項 目 名	
	仏教系宗教	9421	寺院、仏教教会	
		9422	宗派事務所	
	キリスト教系宗教	9431	キリスト教教会、修道院	
		9432	教団事務所	
	その他の宗教	9491	その他の宗教の教会	
		9499	その他の宗教の教団事務所	
	管理、補助的経済活動を行う事業所（95 その他のサービス業）	9501	管理、補助的経済活動を行う事業所	
	集会場	9511	集会場	
	と畜場	9521	と畜場	

備考 この表は、統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年10月総務省告示第405号）の分類表に従っている。

安保理の事前承認により許可することが可能となるイランによる投資業種を定める告示別表

一 次に掲げるものの製造業

イ ロケット若しくはその打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置又は推進薬若しくはその原料

ロ 原子炉、原子力用タービン、原子力用発電機又は核原料物質若しくは核燃料物質

ハ 航空機（無人航空機に限る。）

ニ イからハマまでに掲げるものの附属品、イからハマまでに掲げるもの若しくはその附属品の部分品、これらの製作に使用するために特に設計した素材又はこれらの製造用の装置、工具、測定装置、検査装置若しくは試験装置

二 前号イからニまでに掲げるものに係る機械修理業

三 第一号ハに掲げるものを使用するために特に設計したプログラムに関するソフトウェア業

四 ロケット又はその打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計したプログラムに関するソフトウェア業

五 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の二の項及び四の項に掲げるものの製造業

六 核原料物質の鉱業

七 電気業（核燃料物質を用いるものに限る。）

特定取得に関する業種を定める告示別表

一 次に掲げる物の大分類E—製造業

イ 武器又は武器の使用を支援するための活動（輸送、通信、補給、救援又は捜索を含む。）若しくは武力攻撃に対する防御のために特に設計した物

ロ 航空機

ハ 人工衛星（地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛しょう体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。）、ロケット若しくはこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置又は推進薬若しくはその原料

ニ 原子炉、原子力用タービン、原子力用発電機又は核原料物質若しくは核燃料物質

ホ イからニまでに掲げる物の附属品、イからニまでに掲げる物若しくはその附属品の部分品、これらの製作に使用するために特に設計した素材又はこれらの製造用の装置、工具、測定装置、検査装置若しくは試験装置

二 前号イからホまでに掲げる物の小分類901—機械修理業（電気機械器具を除く）及び小分類902—電気機械器具修理業

三 第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類391—ソフトウェア業

四 細分類0519—その他の金属鉱業（核原料物質に係るものに限る。）

五 小分類331—電気業（原子力発電所を所有するものに限る。）

六 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一から一五までの項の中欄に掲げる貨物の大分類E—製造業

七 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計及び製造に係る技術（公知の技術であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。）を保有する次のイからへまでに掲げる業種

イ 大分類E—製造業

ロ 小分類391—ソフトウェア業

ハ 小分類711—自然科学研究所

- ニ 小分類743—機械設計業
- ホ 小分類744—商品・非破壊検査業
- へ 小分類749—その他の技術サービス業

備考 この表は、統計法第二十八条に基づき、産業に関する分類を定める件（平成二十五年十月総務省告示第四百五号）の分類表に従っている。

(参考資料) 4. 事業所管省庁連絡先一覧

警察庁（生活安全局生活安全企画課犯罪抑止対策室）＜注＞	03-3581-0141（代） （内 3022）
金融庁（企画市場局総務課）＜注＞	03-3506-6000（代） 03-3506-6766（直）
総務省（国際戦略局国際経済課多国間経済室）	03-5253-5111（代） 03-5253-5929（直）
財務省（国際局調査課外国為替室）	03-3581-4111（代） 03-3581-8031（直）
文部科学省（大臣官房政策課）	03-5253-4111（代） 03-6734-2468（直）
厚生労働省（医政局経済課）	03-5253-1111（代） 03-3595-2421（直）
農林水産省（食料産業局企画課）	03-3502-8111（代） 03-6744-2064（直）
経済産業省（貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理政策課国際投資管理室）	03-3501-1511（代） 03-3501-1774（直）
国土交通省（総合政策局国際政策課）	03-5253-8111（代） 03-5253-8312（直）
環境省（大臣官房総務課）	03-3581-3351（代） 03-3580-1374（直）

＜注＞事業所管大臣が内閣総理大臣になるもの。